

事 業 委 員 会

令和 6 年 3 月 8 日（金）

事業委員会

日 時 令和6年3月8日（金）午前10時00分開会—午後3時54分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 道工委員長、出口副委員長、大里、松尾、坂原、奥野、谷崎、竹原

傍聴議員 早川、中原、谷地、瀧見

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長

相馬財政改革部長、奥都市整備部長、栞山総務部理事兼財政改革部理事

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監

新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当）

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当）

小坂副理事兼土木下水道課（土木担当）課長兼二国推進課長

奥田都市整備部副理事兼土木下水道課（下水道担当）課長

佐々木都市整備部副理事兼建築課長、新保副理事兼産業観光促進課長

岡田企画政策推進担当課長、廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名全員でございます。

理事者につきましても全員ご出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより、事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

ただいま傍聴の申出がございますので、傍聴を許可したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 ありがとうございます。では傍聴をお願いいたします。

それでは、案件に入る前に理事者から発言を求められておりますので、発言を許可したいと思います。

吉田都市整備部理事。

吉田都市整備部理事 委員会冒頭の貴重なお時間を頂戴しましてありがとうございます。

本日は、先日の定例会2日目で議決賜りました農業委員会委員の任命に関する議案第32号の出口智靖氏の任命に関する議案書の裏面に参考におつけさせていただきました職業について、訂正とおわびをしたくお時間を頂戴したものととなります。

内容といたしましては、本件に関わる議案審議の際、多くの議員から出口智靖氏の議案書裏面に記載された職業が誤っているのではないかとご指摘を頂き、出口氏の応募用紙を確認いたしましたところ、職業欄には農協職員と記載されており、農協職員は会社員ではなく団体職員とすることが適切でありますことから、お手元に配付の議案書裏面のとおりの職業を会社員から団体職員に訂正いたしましたので、差し替えをお願いするものでございます。

なお同日、中原議員よりご指摘のありました議案書裏面と町ホームページで公表している農業委員の応募状況資料の職業欄の相違につきましても、応募者等の

応募用紙と議案書の記載が正しく、町ホームページの職業欄について照合し、相違のある方について昨日に修正をさせていただき、再掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いします。

この度はこのような誤りがありましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう緊張感を持って事務に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。申し訳ございませんでした。

道工委員長 今後は誤りのないように適切にひとつ対応していただきますようお願いしておきます。

この件につきましては、ただいまの内容で訂正を確認いただいたということにさせていただきます。

それでは3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第3号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）」について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 令和5年度岬町一般会計補正予算（第10次）のうち、事業委員会に付託されました予算についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。まず、歳入予算からご説明させていただきます。

16国庫支出金、2国庫補助金、道路橋りょう費補助金としまして、914万3,000円を増額補正計上するものです。

詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

なお、当補助金は、橋りょう整備費に充当するものです。

続きまして、23町債、1町債、道路橋りょう債としまして、740万円を増

額補正計上するものです。

詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

なお、当町債は、橋りょう整備費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計としまして1, 654万3, 000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。委員会資料の2ページをご参照ください。

7商工費、1商工費、道の駅みさき維持補修費といたしまして、138万6, 000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、道の駅みさきの地場特産品等販売施設内の空調設備に不具合が生じ、現在使用できない状態となっており、これから夏場にかけて施設の運営に支障を来すことが明らかなため、早急に対応する必要があることから、空調設備の部品交換など修繕に必要な経費を増額補正するものでございます。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 8土木費、2道路橋りょう費、町道西畑線整備費としまして、町道西畑線道路改良工事設計業務委託料2, 097万9, 000円を増額補正計上し、町道西畑線道路改良工事2, 097万9, 000円を減額補正計上するものです。

内容といたしましては、令和5年度は池谷集落バイパス部の町道西畑線道路改良工事を実施しておりますが、事業の実施に伴い、落札減による不用額が生じているため、工事費を減額補正し、令和6年度に予定していた町道西畑線道路改良工事詳細設計業務を前倒しで実施するため、委託料を増額補正計上するものです。

なお、財源としましては、令和5年度の工事費に充当を予定しておりました交付金を委託料に充当するものです。交付金の増減はないため、財源内訳には変更ございません。

併せて、4ページの箇所図をご参照ください。

場所は、町道西畑線の池谷集落のバイパス終点部から佐瀬川までの狹隘区間の整備になります。令和5年度に測量及び予備設計業務を実施中であり、今回の補

正は、設計延長約640メートルの道路詳細設計を実施するものです。

なお、点線の部分が池谷地区バイパス部の町道西畑線道路改良工事施工箇所に当たり、今回減額補正する箇所であります。

そうしましたら、2ページにお戻りください。

続きまして、橋りょう整備費としまして1,662万5,000円を増額補正計上するものです。財源としましては、社会資本整備総合交付金（道路整備等）を914万3,000円、橋りょう整備事業債を740万円充当するものです。

併せて、5ページの箇所図をご参照ください。

内容といたしましては、多奈川西地区の新浜川1号橋は、令和4年度に実施した橋りょう点検で判定区分Ⅳと診断されました。判定区分Ⅳは、即時に通行止め、通行規制、もしくは応急措置が必要とされており、令和4年11月から通行止め措置を行っております。

そのため、令和5年度で設計業務、令和6年度で架け替え工事を計画しておりましたが、令和5年度に国の補正予算にて補助金が採択されたため、補正予算を計上するものです。

工事概要としましては、既設橋りょうの上部工の損傷が激しく、補修対応ができないため、橋りょう上部工の架け替えを行うものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして1,801万1,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、委員会資料3ページをご参照ください。

地方債補正追加としまして、起債の目的、橋りょう整備事業、補正前限度額0円、補正後限度額740万円を追加するものです。

続きまして、繰越明許費としまして、町道西畑線整備事業費2,270万円を繰越しするものです。

内容としましては、先ほど歳出でご説明しましたとおり、令和6年度に予定していた町道西畑線道路改良工事詳細設計業務を前倒しで実施するものであり、年度内に業務の完了が見込まれないため、繰越しをするものです。

なお、補正額と繰越額の相違が生じている理由は、令和5年度予算で実施している町道西畑線測量及び予備設計業務の委託料に不用額が172万1,000円

ございますので、先ほど増額補正額2,097万9,000円と合わせまして、詳細設計に必要な額として2,270万円を繰越しするものです。

続きまして、橋りょう整備事業費1,662万5,000円を繰越しするものです。

内容としましては、先ほど歳出でご説明しましたとおり、新浜川1号橋架け替え工事について、令和5年度に国の補正予算にて補助金が採択されましたが、年度内に工事の完了が見込めないため繰越しをするものです。

道工委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 道の駅みさきの維持補修費についてお聞きします。これは道の駅みさきの空調設備の部品交換、修繕ということですが、もう少し詳しく内容をお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

今回修繕を行う空調設備につきましては、道の駅みさきの地場特産品等販売施設でございます。よって道の駅みさき店の店内に設置されておる空調設備となります。

修繕内容につきましては、熱交換器の交換やドレンポンプなど関係部品の交換となります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 道の駅みさきは、まだ開駅してからそんなにたっていないのですが、これは通常の修繕範囲内ということではないんですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

今回の修繕につきましては、指定管理者との間で締結しております基本協定に基づき実施しておるものなので、経年劣化など日常的な修繕に当たるということで、これにつきましては50万円以上が町の負担になっておりますので、今回の補正予算をお願いしているところでございます。

道工委員長 ほかに。松尾委員。

松尾委員 この件に関してもう少しお聞きしたいのですが、原因は経年劣化である

うということを言われているのですが、たしか開園してから6年ぐらいですかね。このようなことがちらほら出てくるということで、今後、我々もそういうふうに考えていかなければいけないということでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 今回、空調設備のほうを修繕ということで、通常の耐用年数、実際空調のほうはもう少し長い期間というふうに聞き及んでおるんですけども、道の駅みさきにつきましては非常に多くの方にご来店いただき利用いただいているということで、空調設備に負荷がかかって、今回こういった形で修繕することになっております。

また、ほかの施設においても、修繕の必要というのは今後出てくると思いますので、今回議案として上程させていただいております。また、そういう基金、こういったものも活用させていただいて、計画的な修繕に取り組んでいければというふうに担当課としては考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ちなみに、これは1基と捉えたほうがいいのか、壊れたところというのが。もしそうであれば、あと何基その懸念があるかどうかというのを教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えします。

今回修繕を行うのは、よってってみさき店内の屋上8基となっております、そちらのほうの熱交換器を取り替えるというようになっております。今回の修繕によりまして、よってってみさき店内の空調機の修繕のほうは完了しますので、これで一定不具合は解消されるというふうに考えております。

松尾委員 分かりました。それは結構です。

私からは、橋りょう整備費についてお聞きしたいのですが、繰越明許費の中にも1,662万5,000円が明記されることになるということで、ここに関してちょっとお聞きしたいところがあって、今、岬町は橋りょう個別施設計画の、令和6年1月改定のものによると、補修費用というのが1,330万円となっているのですが、計画策定時の想定金額よりも300万円以上高くなっているということですが、その理由というのを教えていただけますか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

橋りょう整備費の個別施設計画におきまして、新浜川1号橋の補修費が1,330万円になっており、今回増えてるという件なんですけども、まず個別施設計画策定時につきましては、点検業者さんのほうで一般的な橋の長さとか、橋りょうの面積とか、そういったもので金額を弾いております。

今回補正に当たっては、設計をしまして詳細に積算やったところ、今回1,662万5,000円の費用がかかるということが分かった状況であります。

道工委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

奥野委員、さきほど手挙げていましたが、よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 私も、道の駅の関連の質問をさせていただきます。

この「よってって」さん、開店されて6年ぐらいということなのですけど、6年でこれだけ出てくるわけで、まずこの契約自体、「よってって」さんの指定管理は何年契約であったのか、参考に教えていただけませんか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 今回の指定管理期間は5年間となっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 5年ということは、もう2回目の契約を交わされたということになるのかと思いますが、今後も5年契約でやっていくのか、結構「よってって」さんが町に対しても、納付金というか利益の8%でしたかね、たくさん毎年納めていただいているのでありがたいことなのですが、それを基金として積み立てていくということに、これ後の条例のところになりますけれども、そういうお考えなのではないか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

担当課といたしましては、指定管理の件は、とっとパークもそうですけれども、町の指定管理の中では5年間というのは一般的な期間と考えておりますので、今後も引き続き5年間という期間で指定管理のほうを継続していく方向で進めてい

くと考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 5年間という契約がまだ続くようでありますので、これからまだどんな補修と
いうか、改修が必要になってくるか分かりませんが、しっかりその辺も考
えていただいて基金でためていただけたらと思います。

それともう一点、同じところで西畑線の件でお聞きしたいのですが、委員会資
料4ページで、設計業務の地図が出ておりますけれど、この実線の部分を今回設
計業務という形になっているのだと思うのですが、中ほどでくの字に曲がったと
ころがありますよね。これ一度何か、転落したところがあったのではないかな。
何か車が転落したところではないかと記憶しているのですが、これをもう少し直
線的にされたほうがよくないのかなと、私は素人ですけど、結構くの字に曲が
っているんで、その辺いかがでしょうか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

まず、転落事故があった場所はくの字になっている場所の、ちょっと池谷集落
寄りのところで、やっぱり幅員が狭いため、路肩から落ちた事故かなと思います。

この、まず黒の実線につきましては、今の細い西畑線の現道をなぞっておりま
すので、今設計していく中では道路構造令という基準がありまして、それに基づ
くカーブになりますので、今よりもやはり緩くなると考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 手前の池谷地区のところは村の中を抜けて山側で直線的になっているわけで、
曲がっているほうがスピードが出ないという気がしますけれど、もう少し直線的
に、用地も買収も必要なのではしょうけれど、その辺り私は検討していただいたほ
うがいいのではないかなと思うのですが、改めてそれはまたご検討いただけたらと
思います。

道工委員長 検討ということで。ほかにございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 ちょっと聞き漏らしの確認と、思い出したことで。50万円以上の修繕費、道
の駅ですね、これは町の負担ということでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

修繕につきましては、経年劣化など日常的な修繕につきましては、1件当たり50万円以上は町の負担というような形になっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 今まで50万円以下の修繕というのを、その実績を把握していれば報告いただきたいのと、50万円以上とする単位ですね、くくり方、例えば8台の機材一斉にすると、どうしても50万円以上になるのでしょうかけれども、単基であつたら50万円以下で収まるかもしれないし、その辺りどういうふうに判断されているかも伺いたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 まず、50万円以下の修繕とかでいきますと、これまで雨漏りの工事や、道の駅の入り口付近の柱の木製カバー部分が劣化しておりましたため、コンクリート製のものに変更するような修繕でした。

それと、今回の空調設備の修繕につきまして1基当たりということでお話あったんですけれども、こちらが、138万6,000円ということで、1基当たり、積算しますと20万円弱になってくるかと思います。今回は、1基だけ壊れているというのではなくて、全体にわたって熱交換器に汚れが付着して、交換が必要ということを経営者から指摘を受けてましたので、それらについて、全て交換するという形になったものでございます。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 工事のくくり方についてはね、町の負担が少ないように、できる部分があれば、努力を頂きたいと思います。

それともう一点、5年ほど前に一度道の駅について伺ったのですが、この5年契約というのはいつからの5年契約になっていますかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年の4月から令和9年3月までの5年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 令和3年のときか、2年か、これを伺ったときに、道の駅から町に納付される金額は営業、収益、利益の8%でしたか。というふうに伺っておりまして、そのとき民間としてはやはり利益ではなしに売上げの何%、今例えば町が100頂いているとすると、利益の8%で100だったら売上げの何%で100になるぐらいかを、次回の契約時に検討してはどうかというふうに申し上げたのです。客の集客状況もよろしいですし、そういう検討はこの契約更改時にはされなかったということでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 事業者に対しては、そういったこともあるということでお話はさせていただいておりますけれども、協議の結果、従前どおり利益の8%となっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 再度申し上げますが、令和9年の更改時には、売上げの何%とかで、そういう民間では利益幾らでも消せます。ということも5年ほど前に申し上げたと思います。そういうところを、現状より取り過ぎる必要はないのですけれども、何%設定が売上げに対して正しいかということで協議を進めていただきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第9号「令和6年度岬町一般会計予算」について、本委員会に付託された案件を議題とします。

委員会資料の12ページから16ページに補足説明の資料がありますので、土木費及び下水道事業会計のところで説明を受けます。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審査したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の6ページから11ページをご覧ください。質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 6ページの一番上、地方譲与税のところの森林環境譲与税についてお伺いしたいと思います。

これは森林の多い市町村への配分を高めるために、配分見直しを実施する方向性と認識しているのですが、現在の状況はどうなっているのかというのと、また岬町の森林環境税の課税対象人数というのが何人かというのと、環境譲与税は市町村において個人住民税の均等割と合わせて、1人年額1,000円というのが徴収されるものであるが、森林環境税の徴収額と、森林環境譲与税の譲与額とどちらが多い状況なのか教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまの松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の森林環境譲与税の配分見直しにつきましては、これまで私有人工林面積割が50%、林業就業者割が20%、人口割が30%という割合で出されておって算出されておりましたが、今回見直しが行われまして、私有人工林面積割が55%、林業就業者数割が20%、人口割が25%という形で、私有人工林面積割が5%増加されたという形になっております。

続きまして2点目の、算出根拠となった人口でございますけれども、本町の場合は1万4,741人で算出されております。

3点目の実際に歳入される額等の部分につきましては、試算できてない状況になっております。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 また、それが分かったら教えていただきたいと思います。

続きまして、2つ、分担金及び負担金のところなのですが、ため池施設改良事業分担金ということなのですが、これは新たに追加された項目だと思うのですが、詳細を教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまの松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらのため池施設改良事業分担金ですけれども、これは、深日地区の蛸池の改修工事を行うため、受益者である南池土地改良区から工事費の2分の1をご負担いただくものとなっております、岬町土地改良事業及び高次災害復旧事業分担金条例に基づいて負担いただくものとなっております。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 3点、確認をお願いします。

7ページの目5の商工手数料ですね、岩石採取計画認許可申請手数料、この内容をちょっと教えてもらえますか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、大阪府から事務移譲を受けております採石場の認可に関する事務の手数料になっておりまして、現在孝子地区のほうで採石場の計画があり、その事前相談を受けている中で、当該事務に係る手数料として大阪府から収入されるという内容になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 もう2点ほど、実績の確認させてほしいのですが、7ページの節1住宅費補助金とありますが、これのひとり親世帯家賃低廉化事業とあるのですが、これも人数分ちょっと確認したい。これが1点と、それから10ページのレンタサイクル利用料、これも実績を教えてください。この2点についてお願いします。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

ひとり親世帯の家賃低廉化事業の実績につきましては、令和5年度からこの補助事業を実施しているんですが、5年度につきましては実績としては0件となっております。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

レンタサイクルの令和5年度の実績ですが、こちら1月末現在といたしまして98件となっております。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 重要ごとではないのですが、この事業委員会全体のことで、相馬部長がおいでなので少しお聞きしたいのですが、今回のこの6年度の予算の中で、事業委員会だけでも数字が分かれば教えてほしいのですが、過疎債を使つての事業委員会の予算というのは分かりますか。

道工委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 令和6年度の予算ベースということでご答弁をさせていただきます。

過疎債については、一般会計の予算全体で、8,140万円を計上をいたしております。そのうち、事業委員会所管の起債といたしましては、町道西畑線、町道岬海岸番川線、町道宮下連絡線、橋りょう整備ということで、合わせて2,900万円となっております。8,140万円のうち2,900万円がこの事業委員会ということでございますので、大体35%程度ということでご説明させていただきます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 何かとてつもないような質問をしているのですけれど、というのは道工委員長も先日の会派質問の中でも問われていたように、これからどんどん過疎債を使つて、もっと大きな事業が出てくるかと思うのですけれども、その辺5年度末でも5億弱の起債が起こっているというように、この資料で見ているのですけれど、今後もっと大きな何億というような図書館、公民館であるとかその辺も出てくると思いますので、私が言うまでもなくいろいろと調べていただいたと思いますが、7割が交付金で帰ってくるということもお聞きしておりますけれど、しっかりその先を見据えて過疎債も組んでいただけたらと思います。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 先ほどの坂原委員のお聞きされたところを、もう少し聞きたいのですが、岩石の、岩石採取計画認許可申請手数料のことについてなのですが、このことについ

て、孝子地区ということなのですが、孝子地区の住民の皆さんは、こういうことをされるというのをご存じかどうかというのと、住民の方に理解は頂いているかどうかというのをお聞きしたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

今回の採石場の計画につきましては、孝子の各地区で住民さん向けの説明会を事業者が行うということで、この3月中に実施されると聞いておりますので、孝子地区の住民の皆様のお耳には入るお話であると考えております。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 ぜひ、丁寧な事業説明というか、そういったことをやって住民さんに理解いただけるようお願いしたいと思います。

私からは、続いて違うところをお聞きしたいと思います。

5ページの町営住宅の使用料についてなのですが、これについては、令和5年度当初予算では250万円。6ページなのですが、これについては250万円ぐらい、昨年度と比べると減っているのですが、その理由というのを教えていただきたいと思います。

というのは、町営住宅はいつも空きがないぐらい入居者というのがいる、いらっしゃるのではないかという認識なのですが、入居者が減っているのか、それとも入居者の月の月収額というのがね、減ったりしているのかというところをお聞きしたいなと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

町営住宅の使用料につきましては、毎年のように金額というのは多少変動する形になっております。その金額につきましては、委員おっしゃるとおり入居者の収入の増減というところと、当然入居者が年間通してで、退居、入居というところでの交代がありますので、収入が変わるところになります。それに基づいて算出している状況になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それは理解できました。ありがとうございます。

続いて、6 ページ、同じ 6 ページの都市計画使用料とか農業使用料の中の電柱敷等使用料についてお伺いしたいのですけれども、これは、たしか新たに追加された項目だと思うのですが、どこの部分に当たるのかをそれぞれお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 私のほうからは、都市計画使用料の産業観光促進課の電気敷等使用料のところのご説明をさせていただきます。

こちらの内容といたしましては、みさき公園周辺に電柱を新たに整備するということで、その占用料 13 万 3,000 円を計上させていただいております。

道工委員長 よろしいですか、松尾委員。

岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 電柱敷の使用料のうち、いきいきパークみさきの部分もあるのでちょっと説明させていただきます。

いきいきパーク分の使用料がケイ・オプティコム、関西電力大阪南支店、関西電力南大阪営業所、西日本電信電話、架空の占用と地下の埋設物等、柱、本柱等の分合わせて、4 つの会社から頂いております。

道工委員長 よろしいですか、竹原委員。

竹原委員 2 点ほどお聞かせいただきたいと思います。1 つずついきます。

10 ページ中ほどにございます海釣り公園納付金、838 万円。結構な金額を予定されていますが、ずっと小島地区へ、道を通って小島まで行くのに、海釣り公園の誘客数というのですか、入場者数を見ていると、最近は冬というものもあるかもしれませんが、あまり入られていないのかなと思っているのですが、この金額結構大きいなと思っております、この金額の算出方法といいますか、その基準というのが分かれば教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えします。

とっとパークから本町への納付金の算出につきましては、基本協定に基づき施設整備負担金といたしまして 500 万円、それと利用料金収入の 7% を納付いただくことと定められております。

今回予算の計上に当たっては、過去3年の納付額を基に計上しております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。過去3年間ということで、恐らく、地球の温暖化によるのか、魚の種類が変わってきているのか、釣れてこそにぎわう施設かと思っております。

そんな中、いろいろ知恵を使ってお客さんがたくさん入るようにしていただいて、納付額を増やしていただくよう努力をお願いしたいと思います。

この件は要望にとどめまして、その3つ下、関空立地効果波及推進事業負担金、206万3,000円。これにつきまして、少し説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご説明に、ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、関空の理念であります環境に配慮した地域と共存する空港づくりを追求するために、関空立地の経済的効果が十分享受できていない地域に対し、関空のさらなる機能強化の動きと呼応しながらその効果を波及させていくということを目的として、関西国際空港全体構想促進協議会が関係自治体の取組を助成するものとなっております。こちらについては、事業費の4分の3が対象になってくるということで、歳出のほうでも計上させていただいている万博に向けた府域周遊観光事業に、また充当するようになっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど、そういうことでしたか。関空の裏側と言われて久しいところではございますが、何とか影響をこちらに引っ張ってくるといった感じで負担いただくということですね。これについては歳出で、また質問させてもらおうと思います。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 そうしましたら私からは、7ページの宅地造成等規制法許可申請等手数料というのが、令和5年度にあったのですけれども、これって後に出てくる岬町手数料条例の一部改正について、関連するものなのかどうかというのをお聞きしたいのですが、これが1点。

あと、7ページの空家対策総合支援事業補助金（除却事業）がありますね。これ、695万。これは令和5年度当初予算では375万だったのですが、大幅に

増額されている理由というのをお聞かせください。まずはその2点です。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、宅地造成等規制法の関係なんですが、こちらのほうは今回、来年度に向けて法律改正がありまして、来年度から盛土規制法というような改正になる状況になりまして、予算としては記載がないような状況になっております。

それとあと2点目、空家対策総合支援事業補助金（除却事業）につきまして、今年度より来年度のほうが金額上がっている内容につきましてですが、こちらのほうにつきましては、今年度は民間空家、内訳としまして、民間空家除却補助と指定しまして、15件分の375万円を補助というところで計上しておりました。来年度につきましては、それとは別にもう一つ危険空家除却としまして、民間の危険空家を除却としまして、1件分計上する形になっておりまして、そちらのほうの差額分となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 続いて、8ページの地籍整備事業補助金がありますが、これも増額、令和5年度当初予算よりも増額されているのですが、その理由をお聞かせいただきたい。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

地籍調査事業の補助金の増額理由ですけれども、今年度の事業箇所が令和5年度よりまず増えてるというのがあります。内容としましては、補正予算でつけていただきました淡輪地区、みさき苑連絡線整備事業に伴って地籍調査をしてるところがあるんですけども、その令和5年度は現場の立会いとかが終わりました、来年度はまた閲覧等の作業のための補助金と、同じくみさき苑連絡線からちょうど淡輪地区、C地区というようになるんですけども、そちらからみさき苑連絡線の場所から番川にかけての部分の地籍調査を来年度予定しております。その2か所のために事業費が増えているため、補助金も増えているという形になります。

道工委員長 他にございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 10ページですけれども、道の駅みさき納付金が480万円、これ8%としたら6億円の売上げ、収入、利益、6億円の利益に対して480万円で、かつ2ペ

ーじにありましたけれども、修繕費は町が140万円ぐらい出していると。事実ほとんど町に金が入ってこない状況ですね。

それと、海釣り公園納付金838万円、これは納付金500万円プラス町が管理していくということで、入園料の7%ですか。何かこの管理の仕方とか契約の仕方が非常に違う、違い過ぎるような感覚をいたしまして、どういう考え方、あるいは管理セクションが違うのか、その辺りもちょっとお聞かせ願えればと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

道の駅みさきととっとパークの納付金につきましては、それぞれの指定管理者との間で基本協定を締結し、定めております。まず道の駅みさきは、予算要求額が去年より若干減ってるんですけども、これにつきましては、令和4年度実績を基にしており、利用者の増で収入等が増加する一方、支出も増えており、そのことによって、今年度若干減っているところです。

算出根拠は利業利益の8%につきましては、よってってみさきや、丘の上食堂の売上げに、自動販売機等の売上げも加え、収入とし、その収入から仕入れや人件費、光熱水費等の必要経費などの支出を差し引いたものとなっております。

また、とっとパークにつきましては先ほど竹原委員のご質問の中でもご説明させていただいたとおりで、指定管理者と協議の上決定してきた経緯もございますので、それに基づいて進めておるところをご理解いただければと思います。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 契約でできて走っているのはしょうがないのですけどね、2事業者の内容があまりにも違い過ぎて、公益性、公共性等を考え、地域性もありますけれども、今後いろいろ考えていくべき契約内容だとは思いますが。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 続いて質問させてもらいます。

8ページの新規に係る部分だと思うのですが、令和5年度の当初予算では、新規就農者育成総合対策補助金があったのですが、今回なくなっているのですが、これ、歳出でもあったんですけどもね、ここでちょっとその理由をお聞

きできたらと思います。

もう一つは同じページで、農山漁村地域整備交付金がありますが、これも新たに追加された項目だと思いますが、その内訳をお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 1点目においてはお調べさせていただきたく、少しお時間頂きたいんですけども、2点目の農山漁村の交付金のほうからご説明させていただければと思います。

こちらにつきましては、多奈川西畑の林道奥池線にある不動橋の補修工事の設計業務を行うに当たりまして、国から入ってくる補助金になっており、補助率は2分の1となっております。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 私のほうからは、1点目の新規就農者の、去年は上がっていたけどもというところですけども、令和6年度の要望がないため、減となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 たしか何件か過去に申込みされて、継続でも多分、できていたのではないかな。同じもの、新規でやるのではなくて、継続でもその補助金を使えたからという話を昔に聞いたことがあるのですが、もうそういう方々は、農業がうまいことしているのか、それとももうやめられてしまったのか。現状をお聞かせいただけたらと思うのですが。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ご質問にお答えします。そうですね、新規就農補助金メニューは、新規で若い方が農業をやられるのに、最初の設備投資などに使うことで用意されているものですけども、申請に当たっての条件等のハードルが高いということで、これまではご相談段階でやっぱりちょっと使うのやめとくわというようなことが多く、補助金の活用について躊躇され、6年度についても、今のところ該当がないという状況となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

それでは次に、次を聞きたいのですが、9ページのこれは確認したいことです。

土地貸付収入があります。これは恐らく、コンビニからの収入かどうかというのを確認したいと思います。

あと、10ページの瀬戸内・海の路ネットワーク等活動補助金があります。これも、これは新たに追加された項目だと思いますが、詳細をお聞きしたいと思います。

同じく、葛城修験ソフト事業補助金についても、これも新設だと思うので、同じく詳細をお願いします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の土地貸付収入につきましては、コンビニからの収入となっております。

続きまして、2点目の瀬戸内・海の路ネットワーク等活動補助金ですが、こちらにつきましては、町内の海岸周辺での清掃活動に対する補助金ということで、瀬戸内・海の路ネットワークの協議会に申請を予定しておりますのでございます。

また、葛城修験ソフト事業補助金につきましては、葛城修験日本遺産活用推進協議会に対して、葛城修験の構成資産を活用したソフト事業に対する助成がございまして、現在町で実施しておりますデジタルスタンプラリーのシステムに、葛城修験の構成資産を追加する事業を申請したく、歳入に計上しているものです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 1点目の、瀬戸内・海の路ネットワーク等活動補助金なのですが、お聞きすると町内の海岸線の清掃に使う補助金だということをお聞きしたのですが、これはどなたが実施される予定のものか、お聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらは、岬高校さんから相談を受けておりまして、岬高校さんが里海公園や長松自然海浜、で実施する清掃活動等に充てていこうと考えております。

道工委員長 他にございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 8ページ、目5の節2地籍整備事業補助金322万1,000円、出口議員の一般質問でも岬町の地籍調査進捗率が1%程度であって、地籍調査面積に面積が

拡大した場合の税務への反映も、地主の同意が必要だという答弁聞いておりますが、この322万1,000円というのは、どの地区とか何を対象に、どの程度の事業なのかということを伺いたいと思います。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、地籍調査のどの地区でどれぐらいの事業規模というお話ですけども、先ほどの松尾委員のご質問にもお答えしたとおり、まず1つ目は淡輪地区B地区の立会いやった後の閲覧等の作業の費用です。そちらが事業費としては54万、これは歳出のほうの事業費になるんですけども、54万4,500円を予定しております。

それと、もう一つが、みさき苑連絡線で立会いやった残りの、番川から西側の淡輪地区の1筆地調査としまして、事業費としては375万1,000円を予定しております。

面積ですけども、まず最初のみさき苑のほうは、連絡線でやった、今年度やった箇所は0.016キロ平米になります。来年度新たにやる淡輪C地区の1筆調査は、0.036キロ平米になります。

道工委員長 よろしいですか。他にございませんか。出口副委員長。

出口副委員長 何点かあるのですが、一番気になったところだけ、1点だけお願いします。

6ページの節の2住宅使用料、その中で、町営住宅使用料の滞納分で12万円の予算が上がっておりますが、これは滞納分をなぜ予算で12万円上げているのか、これは12万円、去年までは滞納分があったのかどうか、それを今度また今年に回収できないのかどうか、ちょっとその辺の理解がよくできないので、一応詳細の説明をお願いしたいと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 出口副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

町営住宅使用料の滞納分として計上しておりますのは、町営住宅で、家賃等徴収はさせていただいているんですが、今、一部滞納されている方がいてまして、滞納に現年の金額以外のそれまでの過年の分の使用料について、徴収という形で計上をさせていただいております。

来年度、6年度については12万という計上をさせていただいてまして、令和5年度については11万6,000円、金額は若干違いますが、計上をさせていただいております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ちょっとよく分からないのだけれども、滞納ということは当然回収すべきお金ではないのですか。それなのに、また予算で12万円上げているというのは、もう何年前からの滞納分をずっとこの予算で上げているのか。もう少し説明をお願いしたいと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 出口副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、家賃については徴収すべき項目でありまして、全額徴収できればいいんですが、その中で過去の滞納している分については、若干残っている状況になっております。その残ってる部分については、放っている状況ではなく、徴収するよう職員含めて努めさせていただいて、滞納者と協議をする中で、徐々に家賃を納めていただくとかというところはしているのですが、なにぶん全額が回収できていないというところになりまして、そちらについては引き続き予算、収入するように努めている状況であります。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 今の佐々木副理事の説明であつたら、もうずっと前から滞納があつて、逐次回収はしていっているけれども、まだ以上に、仮に、仮にですよ、年間に20万円の家賃があつて、20万円の滞納があつて、そのうち15万円回収していると。その5万円がまだ残ってくるということで、また今回もまた12万円の予算を上げて対応するということは、どんどん滞納金額が増えてくるのではないのか。今、そういうふうに私は捉えたのですけれども、その辺の説明を詳しくお願いしたいと思います。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 出口副委員長からのご質問にお答えさせていただきます。

これは、昔からの滞納金でして、その分につきましては、徴収見込みということで、実際の金額に行革の目標率を、かけさせていただきまして12万と上げさ

せていただいています。

で、その人の滞納状況の内訳なんですけれども、実際にもう分割納付誓約書結んでまして、毎年の収入を見込んで、この金額上げさせていただいています。新たに発生する人は3か月、現年で発生する人については、徴収、催促をするとともに、訪問もさせていただいて、出納閉鎖の時点で、歳入見込みということで、滞納分になるのか、現年で処理ができるかは、決算のときにならんと分からないということになります。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 減免にするということは、平たく言ったらもう回収できませんよという捉え方も、聞くほうにとってみたら聞こえるので。

ただ、ずっと今の説明聞いていたら、10年前から滞納が残っていて、もう最終的に分割で回収はしているけれども、10年間で30万円の回収不能だと。だからこれを減免にしますよというふうに私には聞こえているのですけれども、そうではないのかな。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 出口副委員長の、今ご質問にお答えさせていただきます。

去年かその前に一度、出口副委員長の言われてるように、収入ができない、昔の過年の滞納分の使用料につきましては、報告もさせていただいたように、町として一定放棄はさせていただきました。あと残ってるのが、今お伝えさせてもらった5人の方が残ってます。5人の方の分については、分割納付ということで、今現在も真面目に納付を行っていただいています。そこについては増えることはないのでかなと考えております。

道工委員長 奥部長、補足でもう一回やりますか。

奥都市整備部長 すみません。あくまでもこれ、滞納分の入ってくる分の見込みを書かせていただいています。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 もっと言いたいことが出てきますので、一応この辺で終わりたいと思います。

道工委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑がないようでございますので、これで一般会計の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。

予算書110ページ、11ページ目3環境衛生費の節18負担金、補助及び交付金、土木下水道課分に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 合併処理浄化槽設置補助金のところで、これの人槽というのですかね、が何人分だとか、何基分とか、その内訳をお願いします。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 ご質問にお答えさせていただきます。

補助金としましては、5人槽2基、そして7人槽を3基の分になります。補助金としましては、63万5,000円の計上という形になります。

支出のほうになるんですが、すみません、実績としましては、令和5年度の分でいきますと、5人槽1基になります。

6年度の見込みとしましては、5人槽2基、7人槽3基という形になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 まだ合併浄化槽を入れないといけないということは、公共下水道がまだ普及できていないということになってこようかと思います。深日地区でもぼちぼちとオークワの辺りで工事をしていただいておりますけれど、いろんな事業の予算的なこともあるのでしょうかけれども、深日地区も特に公共下水が遅れておりますので、そちらのほうもご検討お願いしたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。

出口副委員長。

出口副委員長 今の奥野委員の関連で少し質問をさせていただきます。

合併槽で今、詳細を聞かせてもらったのですけれども、これは過疎債の適用も考えていないのかな。というのはなぜかといいますと、私、先日千早赤阪村へ訪町させてもらったのですけれども、その前に、一般質問する際に千早赤阪村へ行きまして、過疎債のことを聞かせてもらったら、下水の關係に利用していると。と同時に、和歌山県美浜町も100%そういう形で過疎債を利用しているという話があったのですけれども、岬町としては、過疎債はほかの部分で使用されていて、下水には充当しないのですから、そういう考えはないですか。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 出口副委員長のご質問につきましては、維新の会派質問のときに、私からお答えさせていただいたんですけれども。

まず、答えとしましては、今のところ過疎地域の計画には入れさせていただいています。しかし水質汚濁とか、そういう観点もありますので、まずは地域を決めて集中浄化槽にするか、それとも個人に補助をし、負担割合を上げていくかということになるのですが、まずは集中浄化槽で検討したいなと思ってますので、今回につきましては今の過疎債の計画には記載してるけども、実際にはまだ使えてないというのが事実でございます。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 今の奥部長の説明はよく理解できます。

ということは、過疎債では計画はあるということなののですけれども、特に上孝子地区とか孝子地区、その辺りもまだ集中浄化槽ができてなくて、くみ取りでも非常に路地が狭いという形で、くみ取り屋さんも苦勞されている中で、いろんな問題がありますが、くみ取りの車両が入れないので、角々にそのホースが当たって家が傷付いたとかという、そういうクレームもあるので、できましたらまたその辺も早めにまた、過疎債を利用してやっていただきたいとともに、陸出地区でも、3軒、4軒の軒数のところはなかなか集中的にはやれないので、非常に困っているということで、これは別に陸出ではなくてもほかの地区でもそうですのでね。また早急にまたその辺も、住民のためにも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 せんだつての維新の会派質問で、奥部長の答弁で、過疎債の、個別の合併浄化槽処理槽の積上げは考えていないけれども、将来的に集中浄化槽、何軒か集中して、個別に河川に放流するよりも集中して浄化するというふうな答弁を頂いていたように思いますので、今後5年、10年の過疎債の範囲でそれを検討されていく方向であるということですかね。確認をもう一度しておきたいと思います。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の公共下水道の流れも考えながら、浄化槽につきましても検討はしていきたいなとは思っております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 個別の積上げではなしに、ある程度範囲が決まったら何戸かの集中の合併処理ということですね。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 言っていただいとおりで、まずは集中浄化槽ということで、コミプラというのですけれども、そういうふうに考えていきたいなと思ってます。

道工委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

予算書122ページから129ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 125ページの、(仮称)みさき農業公園基本計画策定委員会委員報償費が上がっております。

これについてはいつ頃設置予定かというのと、委員はどのような方を何人、どういった選定方法で選ぶ予定なのかというのと、何回実施されるのかというのをお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の設置時期につきましては、令和6年に事業を開始していかなくてはならないので、準備が整いましたら速やかに設置してまいりたいと考えております。

また、メンバーにつきましては、以前に策定しました農と緑の活性化構想のときの策定委員を基に検討することを予定しておりまして、学識経験者、町内の関係団体、こちらにつきましては農業委員会、自治区長連合会、観光協会、商工会、土地改良区、林業活性化地区推進協議会などの代表や、公募委員、大阪府などの方に入っていていただきますので、これを基に検討してまいりたいと考えております。

開催回数につきましては、農と緑の活性化構想のときを参考に4回程度実施していく形で、予算のほうは計上させていただいております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 このことは結構です。

続きまして120、同じ125ページのため池ハザードマップ作成委託料についてお聞きしたいのですけれども、令和6年度はどこのため池ハザードマップを作成する予定なのかというのと、あとね、作成が必要なため池はどれぐらいあと残っているのかというのと、今後どのようなスケジュールでそれもやっていく予定なのか、やっていかないのかというのをお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、ため池ハザードマップの作成数なんですけれども、令和6年度につきましては3か所作成する予定としております。

場所は、淡輪地区の別所上池と別所下池、深日地区の流谷池の3か所を予定しております。

令和5年度までは1か所ずつ作成しておりましたが、ため池ハザードマップの作成が国の重点施策として令和8年度まで優先して採択行われるということから、箇所数を増加して計上しているところです。

今後の予定につきましては、町内のため池の中でこういったところがハザード

マップ作成が必要になるかというのは、大阪府で、ため池の届出をやっていただいていますので、大阪府等の意見も聞きながら、具体的なところについては検討して、できる限り必要なため池についてハザードマップの作成を進めていきたいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 数をまたお聞きしたいというのと、これ、次いで関連する質問なんです。

数をまずお答えいただきたいのと、過去に作られたハザードマップというのがホームページに載っていたりするのですが、これってホームページに載せるだけでは、やはり誰も気づかないと思うのですけれども。

要はそのハザードマップの中に、危険の可能性のある住民さんに向けて周知をきちんとされているのかなと思うんです。200万、300万かけてね、ハザードマップを作る、作るのが目的になっていないかというのを心配しています。要はそれを活用して住民さんにきちんと周知していくのが目的のように思うので、その辺りができているかどうか、お聞きしたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

今後策定が必要なため池の、具体的なその箇所数については、お調べして回答させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、このため池ハザードマップ作成後の周知のお話なんですけれども、こちらにつきましては、ホームページだけの話ではなかなか伝わっていかないところもあるかと思うので、作成時に、住民説明会、そういった場での周知でありますとか、また自治区長さん通じて、自治区に周知を図など、できる限り皆さんに知っていただけるような取組を検討していければと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ぜひ、この活用に向けて力を入れていつていただきたいと思います。せっかく作ったのですから、お願いしたいと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 委員ご質問のため池ハザードマップの作成については、重点ため池に掲げられているため池に、危険度の高いため池のランクがA、B、Cと決めら

れてる中で、高いところからこれまで作成してきておりまして、蛸池、西御陵池というふうに順に作成してきているわけです。

このハザードマップは補助金をもらって100%補助で実施しています。この背景といたしましては、大雨等によるため池の決壊が、全国で被害が増大したことから、国土強靱化計画でも、重点的に早く進めるようにというような傾向になってきてます。それで1か所ずつ作成してきたものを、今回3か所に増やして作成するというような流れがあり、補助金頂く中で、その要件には影響のある住居に住まいの住民に説明をして、作成したハザードマップを配布するようにというような条件になっております。

新保副理事が申し上げたように、最初作ったときには、その自治区長さんにまずは説明して、会場をセッティングして説明会も行ったと記憶しております。最近は、コロナになったので、自治区長さんには説明して、密になることはできませんでしたので、書面開催で了解を頂いて、皆さんに書面で配布して意見を頂いて、修正を加えて仕上げていき、配布させていただいたというような流れになっています。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 丁寧な説明ありがとうございます。

人は忘れるものですからね。また定期的な周知というのもまた徹底していただきたいと。これは要望です。

関連して、令和5年度に作成予定であったみろく下池ハザードマップというのですかね、というのがホームページに公開されていないように思うのですけれど。それはどうなっているのかというのをお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

ため池ハザードマップは、今年度分につきましては作成中でありまして、完成次第ホームページや各関係にお配りするなどの方法で、周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 続いて、ホームページに今公開されている西御陵のハザードマップと、西御陵、

東御陵もあるのですけれども、西御陵のハザードマップが圧縮ファイルになっているんですよ。

この圧縮ファイルというのは、スマホから見ることはできないんです。これね、PDFにしっかりと変換して、PDFのまま公開したほうがよいと思うんです。何ていうのか、見やすいようにしてもらったほうが良いと思います。

それと、それぞれのため池ハザードマップのファイルの1ページ目にため池ハザードマップの説明というのが記載されているのですがすけれどもね、過去のものは情報が古いんですよ。そのために、ハザードマップは1つのファイルにまとめて、追加されたハザードマップを後ろに追加していく形にしたほうが良いのではないかなと思うのですがすけれども、その辺ご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

ハザードマップが圧縮ファイルで公開していて見づらいというのは、やはり実際にご確認いただく方の利便性を考慮いたしますと不便かと思うので、その点どういった形で公開できるか、速やかに内部で検討し、分かりやすい形で修正できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 西部長。

西総務部長 総務のほうで、今公開型のGISを準備しておりまして、この公開型GISについてはため池ハザードマップも搭載する予定をしております。まだ搭載できておりませんが、3月中には搭載させていただく予定をいたしております。

道工委員長 他にございませんか。まだありますか。

松尾委員。

松尾委員 これで、情報のアップデートというのでも検討いただけますか、また今後。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 先ほどのご意見と併せ、併せて検討させていただきます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしましたら、検討してよいものにしていただきたいと思います。

私から最後、ちょっと違うところをお聞きしたいのですが、同じページ、12

5 ページの大谷池改修工事というのと、あと平野池管理用地改修工事、そして蛸池改修工事のこの3点の具体的な内容というのをお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの3つの池の工事ですけれども、まず1個目、平野池の管理用地なんですけれども、平野池の管理用地に石積みがございます、その石積みが崩れ隣接する家が危険な状態になっておりますので、石積みを切り出して、のり面を整備して、危険性を除去するような工事を実施する予定になっております。

大谷池の改修工事につきましては、令和3年に耐震診断を行いましたところ、満水位を低下させる措置が必要ということで、余水吐の改修を行う工事になっております。

道工委員長 続いてやってください。

新保副理事 失礼しました。

あと蛸池ですけれども、こちらにつきましては蛸池の余水吐の堤体の内が崩れまして、漏水等の原因になっておりますので、こちらにつきましても、余水吐周辺の改修工事を行うものとなっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 私も同じ125ページの中ほどの委託料、(仮称)みさき農業公園計画、基本計画策定業務委託料でお聞きいたします。

これは以前からいろいろと私も一般質問等で質問をさせていただいて、大体場所は道の駅の下の辺りというイメージを持っておりますけれども、概算でどれぐらいの面積を予定されているのか、まず分かっていたら教えてください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらの農業公園の構想につきましては、令和元年度の農と緑の活性化構想策定時に基本構想を策定して、道の駅北側の農地を候補地として進めていくこととしておりました。道の駅みさき北側の農地の面積につきましては、これは当時のデータですけれども、面積は約20ヘクタールとなっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 何ヘクタールか、もう一度すみません。

新保都市整備部副理事 失礼いたしました。20ヘクタールになります。

道工委員長 新保副理事、マスクしているのでちょっと聞き取りにくいんですよ。一番今日出番の多い方なので、できたらちょっとマスクを外してもらったほうがありがたいですね。

新保都市整備部副理事 大変失礼しました。

奥野委員 すみません、私も耳が遠くなってきたので、ちょっと機嫌が悪いのかと思ったのですが、すみません、20ヘクタールですかね、ありがとうございます。

この件はみさき公園より先に動き出して、私も大いに期待する、まちの活性化のために大いに期待するところでもあります。いろいろと時間もかかるかと思いますが、みさき公園と並行してどんどん推し進めていただきたいと大いに期待するところでもあります。

この策定基本計画、策定ができれば、何回かは委員会があらうかと思い、審議会、委員会ですかね、あらうかと、傍聴もできるかと思えますけれども、公表自体できた時点で何がしか我々にも対して見せていただける図面を提示いただければ、いただけたらというふうに思っております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 125ページの中ほどの、農作物特産化支援事業補助金、これは3年ほど前、1件当たり20万円だったと思うのですが、ちょっと使い手が悪いとかいう意見も聞いていましたけれど、今現状、実績とこれからどうなるのか教えてほしいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

こちらの農産物特産品化支援事業補助金ですが、1件当たり上限額20万円で5件予算計上しておりまして、令和5年度の実績といたしましては、5件となっております。

内容といたしましては、町内の道の駅で野菜を販売したりとか、イベント出店されてる方、あと水ナスを栽培されている方とか、あと無農薬栽培、無農薬野菜の栽培をされている方、タマネギを栽培されている方、ブルーベリーの栽培をさ

れている方、こういった方が、この補助金活用いただいております。

令和6年度につきましても同様に、補助金額20万円を上限に5件予算措置して、町内で特産品化の取組をされる方の活動を支援していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 必ず生産と販売が結びついているってことですね。あるいは生産だけでも、販売だけでは支援はないってことですね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 この補助金につきましては、農産物による特産品開発を中心にやっておりますので、開発した農産物、生産したものを販売していただくというのは、基本的にはセットには結びつける形でやっていただいております。

道工委員長 よろしいですか。竹原委員。

竹原委員 私からは、128ページになります。林業水産業振興費、全体にわたって質問をさせていただきたいと思います。

といいますのは、岬町の土地の約7割が森林だと言われている中、先週の土曜日になりますか、山にちょっと上がる機会がありまして、私自身がみさき公園から飯盛山に上がって孝子へ下りている中で、山の管理不全というのがあちこちで見られている感じがしてきました。道も大変悪くなってきているとも感じております。

そんな中、林業の活性化といいますか、それはもう避けて通れないといったところで、議会としても昨年の令和5年11月7日に視察を行ってきまして、岡山県西栗倉村で研修を受けてまいりました。

その中で、西栗倉村は、当町より10分の1の人口でありながら、いろいろな取組をされていて、100年の森林事業と脱炭素の取組ということで、まちが目標に向かって取り組んでいるというところを見させていただきました。

当町も逆に言うと、そういう脱炭素の観点からしっかり取り組むと、ほかの自治体とは違った観点で盛り上がりを見せられるのではないかと考えております。ぜひ、理事者側の方にもこの西栗倉村の取組等を見ていただいて、次なる計画を立てていただきたいと考えております。

そこで質問なのですが、岬町として、グリーントランスフォーメーションとい
いますか、GXに関して取り組む気持ちはあるのか、ないのかというのをお聞か
せいただきたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまの竹原委員のご質問にお答えいたします。

私の個人的なところでありますが、西栗倉村につきましては以前から非常に関
心を持って見ておりまして、やっぱり100年の森構想とか、ああいう取組とい
うのは、やはりああいうビジョンを持って取り組まれておるということは非常に
素晴らしいと考えております。本町においてはそういったビジョン等は策定でき
ておりませんけれども、やはり森林面積が70%を占める、そういうまちでござ
いますので、何とか森林を生かしたまちづくりというのは必要ではないのかなと、
担当課としては思っております。

ただ、実際どこまでそれができるかとか、そういった検討というのはまだまだ
着手できていない状況ですので、先ほど頂いた御意見を参考に、私どもとしても
今後他事例の研究等を行いまして、どういったことができるかということをもた
検討していけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 担当の新保課長につきましては、いろんな分野を見ていただいて、特にみさき
公園事業とかも一手に引き受けていただいているのかなと。

これに林業の話を持っていくと、かなり業務負担が増えるかなとは思いつつ、
こういった取組が、岬町は逆に言うと、材料はあるのですから、計画を持ってす
ることによって、国からの交付金もかなり入ってくると、金銭的なメリットを受
けられることもありますし、現在ヒノキ花粉とかで嫌がられている木材も、有効
活用して付加価値をつけ、また林業従事者も増やすこともできて、製品は売れて、
林業の6次化ということでなっておりますので、また研究いただきますようお願い
したいと思います。

ずっと、町長におきましても森の話、しっかり取り組んでいくと聞いておりま
すが、ぜひ町を挙げて、農業のことも重要ではございますが、林業を、どんどん
計画を立てていただきたいと思います。これは要望で置いておきたいと思いま

ので、ぜひお願いしたいと思います。

道工委員長 大里委員。

大里委員 127ページ、負担金、補助及び交付金、有害鳥獣駆除なのですけれども、自分たちも岬町において、イノシシの獣害が結構今問題になっております。

この有害鳥獣というのは、イノシシ以外岬町ではどのようなものがあって、どれぐらいを今駆除をしているのか、またどのような対策を練っているのか、質問させていただきたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 大里議員のご質問にお答えいたします。

本町における主な有害鳥獣といたしましてはイノシシとアライグマ、この2つが中心となっております。これらにつきましては、農作物に被害を与えておりますので、有害鳥獣の駆除ということで岬町有害鳥獣対策協議会と連携いたしまして、町内各地区で捕獲おりの設置等を行っております。

こちらの実績は、令和5年度の状況といたしましては、令和6年1月末現在でイノシシが165頭、アライグマが48頭を捕獲して駆除を行っている状況になっております。

道工委員長 大里委員。

大里委員 まだまだイノシシが出てくると思うので、駆除のほうしっかりと対策していただきたいと思います。

もう一つ、先ほど松尾委員が聞いていた125ページの太谷池、14番の太谷池改修工事、平野池管理用、管理用地改修工事、蛸池改修工事、これ歳入のほうで分担金として、一番下の深日の蛸池のほうは半額受益者負担あったのですけれども、上の2つに関しては受益者負担というのはいないのですか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまの大里委員のご質問にお答えいたします。

蛸池につきましては、南池土地改良区さんが管理されておりますので、そちらから分担金を頂く形になりますが、平野池につきましては町が管理する池になってますので、町の単費で対応していくという形になっております。

あと、太谷池につきましても、国庫補助に対象になるかということをお阪府等

の関係機関に確認したんですけれども、要件を満たす内容ではないということで、今回、補助金の申請を見送った形で予算計上させていただいているところです。

道工委員長 大里委員。

大里委員 うちの近所なんかでも、ため池もうよう管理せんわと言う人が結構いるんですけれども、やはりため池の池を抜くのに分担金半分出さないといけないということで、苦しんでいるところがあるので、またそのときは相談よろしく願いします。

道工委員長 他に。出口副委員長。

出口副委員長 先ほどの大里委員の関連質問をいたします。

有害鳥獣では、さきほど言いました127ページの同じく節の18負担金、補助及び交付金の中で、有害鳥獣駆除対策事業補助金70万円が出て、予算を組んでもらっています。その中で、非常に大里委員が今全力で頑張ってもらっています。

というのは、実は非常に岬町内で、イノシシが特に頭数が増えております。もうほとんど休耕田以前にも、現在作っておられる方々も、イノシシの被害で出口さん、作っても一緒やという方が多々おられます。ただ、それを休耕田から始まって、きちんと駆除をしていかないことには、もう岬町の1次産業は農業はほとんどできませんわ。

そういう中で、この70万円の、ちょっとその詳細をお願いしたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、支出内容といたしましては、有害鳥獣捕獲者の方の免許更新料ということで、32万3,000円、また箱わな維持管理助成金ということで、町内の各地区に対して、20万円を助成させていただいております。そのほかにはイノシシの檻などの修繕費用従事者証発行、会議の通知代、ボランティア保険、あと檻の新設費用など諸々含めまして、大体17万7,000円ということで、これまでの実績となっております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 実は免許更新費用に32万3,000円という形で、今お聞きしました。

それが今現在、免許更新費用に何名の更新費用をお渡ししているかと同時に、各地区に餌代も20万円という形でお支払いしているというのは、多分多奈川、孝子、深日、淡輪で各5万円ずつかというふうには思うのですが、この辺の詳細と、協力者保険代が17万7,000円ぐらいとお聞きしました。

これも、先ほど、捕獲頭数も六十何頭というふうに今聞きましたけれども、毎年大体400頭からの捕獲をするわけですよ。ところが最近、保険代も減っていますけれども、協力者も、15年ほど前は約60人ほど協力者がおられました。ところが今もう多分20名弱かな。免許更新費用の中でも、実際に免許証は保有してあって、岬町に登録をしているだけで、実際作業をされている方は何人なのかな。と同時に、もう高齢化で、今まで頑張ってくれていた方々が亡くなったり、もう体調不良で免許証を返納したりということで、作業自体が、もう本当に100%のうち今現在もう30%もできていないというふうに思いますのでね。その辺をどういうふうに今後していくのか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

道工委員長 お諮りします。

ちょっと今お昼になっておりますけれども、この農林水産費を午前中で終わりたいと思いますので、若干の延長をよろしく願いいたします。

新保副理事。

新保都市整備部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の免許更新費用の内訳ですが、こちらが17万7,000円掛ける19名になっております。

また、各地区への助成金ですが、これは淡輪、深日、孝子、多奈川の各地区に5万円ずつで20万円となっております。

また、協議会の委員は15名となっております、委託狩猟免許保持者は19名となっております。

また、実際に活動されている方でございますけれども、出口副委員長おっしゃられたように、所持されている方の中でも少なく、普段お会いする方は限られており、数名程度と思っております。

今後に向けては、実は今年度1人、町内で有害鳥獣協議会に入りたいという、女性がいらっしゃいました。もともと他所でそういう狩猟の取組されてた方との

ことですが、こういう若い世代の中でもそういう関心をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、私どものほうでも他所の事例も踏まえて、どういった取組ができるか検討してまいりたいと考えております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ありがとうございます。

ただ、1万7,000円の免許更新代という形で説明がありました。19名。実際に、登録だけして、実際活動されている方は、多分3分の1ぐらいかと思えますのでね。せっかく町長にご無理を言って70万円の住民の税金を出していただいているわけで、免許証を持っているだけで、メンバーになっているだけで何も活動しないと、その中で1万7,000円の更新料を出せというのはちょっと私は納得がいきません。

だからその辺を、そういう中でやるのであったらね、実はもう孝子地区なんかもうずっとやられた方が、もう高齢でほとんどできません。私、孝子地区の方々の若い方々にも免許を取ってくれと。そうでないと、特に孝子、西畑なんかは、まだ西畑は免許保有者が多いのだけれども、孝子はもうほとんどおられません。ということは、もう耕作不能になってきますわ。

だから、せっかくの70万円を出してもらっている中でね、もっと生きたお金を使ってほしいな。特に免許証を取得される方にね、当然70万円のうちから取得される方に還元してあげてほしいです。でないと、一生懸命吉田理事も新保課長も頑張ってもらってますけれどね。もうこれ、岬町の農業は衰退の一方ですよ。だから太陽光とか、休耕田にどんどん入ってくるわけで、太陽光に買われている土地代なんか、坪当たり2,000円ですわ。先祖代々守ってきた坪、土地が坪2,000円です。それをもう少し、仮に町のほうが元になってね、休耕田を借り上げて、もっと組織的に、野菜を作るとか、そういう形でやっていかないと。もう今現在、岬町の14区、18区のほうでも、まだいまだに民家の前まで、玄関までシンが五、六頭出てきますよ。

そういう中で、やはりそういうふうにかちんともう一度再度計画を組んでいたいて、できたら70万円を有効に利用してもらいたいと。また私も有害鳥獣のメンバーになっていますので、総会のときにまたこの意見も出させてもらいます

ので、要望いたします。

道工委員長 特に後はございませんか。まだありますか。松尾委員。

松尾委員 その関連で、有害鳥獣処分手数料というのが、前年度と比べてちょうど半額になっているんですよね。これは増えているような議論の中で、何か逆行しているような感じがするのですけれど、その説明をお願いします。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらの手数料につきましては、実際予算計上はさせていただいてるんですけども、実際執行はしていない状況でございます。これはなぜかと申し上げますと、この処分を現在、町職員が対応する形でやっておりますので、何かあったときの別の枠組みということでのこの処分手数料を予算措置させていただいております。基本的には職員で対応しておるところでございますので、実績もなくもともと10件としていた件数を5件に減らして今回予算計上させていただいてるところでございます。

道工委員長 よろしいですか。

他にないようでございますので、これで農林水産業費の質疑を終わります。ありがとうございました。

午後1時から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。ご苦労さまでございました。

(午後 0時06分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

道工委員長 それでは、引き続き会議を開きます。

続いて、商工費に入ります。

予算書128ページから133ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 商工費ですが、観光費のところ、130ページ、131ページの下の方、委託、節で言うと委託料、その中で2つお聞きしたいです。

府域周遊観光促進事業委託料、そしてその1個下の万博関連グッズ制作委託料、

これについて、どのような事業になるのかお答えください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の府域周遊観光促進事業でございますけれども、こちらにつきましては、令和7年に開催される大阪・関西万博やJ R西日本が展開する大阪府域への観光プロモーション事業である大阪デスティネーションキャンペーンにより、来阪する観光客や、観光消費が増大することを見据え、大阪観光局と連携して実施する事業となっております。

具体的には、大阪観光局が保有するデータを基に本町が誘客すべきターゲットを分析、把握した上で、調査方針を策定したり、コンテンツの磨き上げを行い、旅行商品の可能性、流通環境の整備の検証、情報発信、プロモーションの検証、広告効果の検証などを行う予定としております。

次に、2点目の万博のグッズの作成の内容でございますけれども、こちらにつきましては、頒布用のボールペンなどの作成を予定しております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 この府域周遊観光促進事業というのが、午前中質問をした関空立地効果波及促進事業が財源になると考えてよろしいのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えいたします。

竹原委員がおっしゃっていただいたように、そちらの補助金を活用して、実施する事業となっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、この観光、周遊観光促進事業に、先ほど午前中に聞いたら、事業費の4分の3が関空からのお金が出ているということで、関空を取り巻くその会社たちが出資した予算でこれを、4分の3ですけれども行うということでよろしいのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えいたします。

そちらの財源につきましては、歳入のほうでもご説明させていただいたとおり、

関西国際空港全体構想促進協議会の補助金を活用して実施する予定としておりまして、総費用の4分の3を負担いただく見込みとなっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。結構な額を支出していただいております、岬町の中をしっかりと案内していただくといったことですが、この関西空港、国際空港全体構想促進協議会、出してくれるこの団体は、どこまで出してくれるのでしょうか。計画したら、もっと計画をしたら、もっと多額なお金を出してくれるのではないのでしょうか。どうでしょう。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えいたします。

この関空立地効果波及推進事業負担金のほうなんですけれども、こちらの制度といたしましては、補助上限額が500万円、対象経費の4分の3以内となっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 そうしましたらそこに、ずっと行政部局としても、会議か何かに出ていただいていると思うのですが、それは町としては誰が出ていただいているのでしょうか。というのは、関西空港からこういうお金がね、出てくるのはなかなかないもので、せっくなので少し詳しく教えていただいて、今後のまちづくりに財源として。500万円というので、使えるのかどうか、そういうこともお聞きしたいのですが、よろしいでしょうかね。

道工委員長 どなたがお答えいただけますか。ちょっと総論的な話ですから、担当ではしんどいかもかもしれませんね。

まず、会議に出ているかどうか、出ているのでしたらどなたが出ているかという。

上田副町長 先ほどの件なんですけれども、会議自体には町長並びに代理を含めて、出席しております。

竹原委員 こういう予算要望というのですか、どうやって、向こうから、岬町さんこれやってくださいというメニューがやってきて、することになったということなのでしょうか。

道工委員長 上田副町長。

上田副町長 基本的には、各自治体のほうから、促進協議会の補助予算を使つての応募制になっていまして、6年度は、先ほど新保が説明したように1件応募する予定です。昨年も吉本のお笑い隊を使ったモデルツアーを実施したり、4年度においても前任の松岡副町長の時代に鉄道交流会を開催したり、必要なときに応募して採択していただいております。

ただ、これだけではなくて観光庁さんにもいろんな観光事業の補助事業がありますので、どれが一番ベターなのかというのをその都度その都度、どの補助金使うのかというのを庁内で検討しながら、観光事業のほうも、町の負担を少なくするような形で実施しているというようなところでございます。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。事業をするには、町の持出しとして4分の1は必要だけれども、4分の3を出していただける、そういう団体があつて、500万円までの枠で事業ができるということですね。

道工委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 竹原委員が今おっしゃるとおりです。事務局を大阪府の空港政策グループが持っておりまして、いろんなご提案を頂く中で、500万円上限の補助を活用しながら、例えばとっとパークの海釣り公園でのイベントを開催する費用に充てたりとか、副町長から説明がありましたように活用させていただいているということです。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 有利な、そういう制度があるのでしたら、町の持出し分もあるとのことなのですけれども、これは国からの話でもないので、できるだけ関西空港の巨大な資本があるので、それをこちら側に使っていただくということなので、ぜひ上限いっぱいいろいろ計画していただいて、活性化していただきますよう要望させていただきたいと思います。

道工委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 私からは131ページのマスコットキャラクターグッズ制作委託料であります。単純に計算すると、収入と支出で考えると、この金額だったら赤字になるので

はないかと思うのですが、現状どうなっているのかというのをまずお聞きしたい
と思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

マスコットキャラクターグッズの制作に当たりましては、ポロシャツやタオル
など販売を目的に制作しておりますものと、ボールペンのような頒布用ノベルテ
ィーグッズを制作しております、全てを販売しているというわけではございま
せんので、歳入と歳出に差異が生じておるというところでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。できれば、販売目的以外のプロモーション的な意味合いのある
ものについてはね、しっかりとそのプロモーションに用するような結果が出るよ
うにね、頑張っていたきたいと思います。

道工委員長 もういいですか。ほかにございませんか。奥野委員

奥野委員 先ほどの府域周遊観光促進でちょっと追加でお聞きしたいのですが、まだ具体
的に庁内で何をするかというのはまだこれから、イベント的なことも含めて、
これから内容を詰めていくという段階ですね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業なんですけれども、大阪観光局と連携して大阪観光局が保有する
データを基に、本町が誘客すべきターゲットの分析というのを、まずデータを活
用してやっていく形になりますので、今の段階で具体的にこの施設をPRしてい
くとか、そういったところについては決まっておりませんので、今後データを分
析しながら、どういったところが本町の強みでPRしていくところかというのを
分析していくというような流れになってこようかと思います。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 そういう内容はまだこれからということですので、大阪万博に来られる多くの
方をたくさん岬町に来ていただけるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思いま
す。

それと、次の133ページ、工事請負費の道の駅みさき周辺工事でお尋ねをい

たします。昨年、設計図というか、計画をしていただいて、今回工事という内容になっておりますけれども、私も朝からどんな場所か全然知らなかったもので、池の周辺に上がってきました。どんな池かな、広さも分からなかったもので、見てきましたら、ここに池があって上に山があるんだなというのを見てきたのでよく分かったのですけれども、そこにいろんなベンチだとか整備していくというお話でしたが、これは、鳥瞰図というか完成図的なものはもうできているのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 こちらのほうなんですけれども、池の周辺にどのような設備を配置するかという簡単な図面を担当課のほうで作成しておりまして、稲荷池の周辺に、転落の防止の柵を設置いたしまして、池の周辺にパーゴラを設置したり、ベンチを設置したりというイメージの図というのはできております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 その図面を見せていただけるといって、公開いただけるのであれば参考資料で頂ければありがたいですし、いかがでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 公開は可能と思いますので、資料請求という形でよろしいですか。

奥野委員 はい。

新保都市整備部副理事 ご準備させていただきますので、準備が整いましたら、進めさせていただきます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 それで、ちなみに池の所有者はどちらに、町なのですか。どちらでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

稲荷池の堤は淡輪村や岬町になっているほか、あと一部、国の敷地を使わせてもらうところもございますので、公共用地を利用する形で池の周辺の整備を行うという形になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 あの池の水を、その下の農地の水利組合的なかんがい用は使っているのか、使っていないのか、どうでしょう。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

私どもが聞いておるところでは、現在稲荷池の水というのは水利組合等で使われてないと聞いております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 それと、実際駐車場は道の駅のほうの、駐車場は左側のほうなので、こちらに来ようとしたら当然道を越えてこちらに来ないといけないと思うので、通行量が多い週末だとかだったらその辺、警備員というか立ってやらないと、事故があってもという話があると思うので、その辺いかがお考えでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

池の整備によって、多くの方に来ていただければと思っておりますので、安全対策というのは必須の話かと思っておりますので、こういった安全対策が可能かどうか、検討していきたいと考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 今の関連でもう一点、池の周辺は一時的にまたきれいになってこようかと思うのですが、その上に山がありますよね。超えたら打ちっ放しのほうへ帰ってしまいますけれど、その上の山も個人の山ですか、町の山ですか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えします。

今、ご質問のあった山林の部分については、私有地になっており、所有者がおりますので、町として今のところ手を入れるという計画はございません。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 私、今日上がって思ったのですが、もう少し上がったらもっとみさき公園のほうだとか海をもっと見渡せるのかと思って、山がお借りできれば、もっと森林環境税も使ってやれるのかなというような気がしまして、今後またそういう計画も入れていただけたら、なおさらもっと見晴らしがよくなるのではないかと思いますので、参考意見です。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 133ページの上から2行目の淡輪海水浴場開設使用料、これはどちらに払うのかというのと、もう一つその下の負担金、補助金及び交付金で、観光振興事業補助金、淡輪海水浴場30万円、これの支出先はどうなりますか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えします。

1点目の開設使用料につきましては、町から大阪府に対してお支払いするものになります。これは、海水浴場管理組合からの歳入を受けてお支払いするものになっております。

2点目の部分につきましては、町から海水浴場にお支払いする補助金になっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ちょっと、大阪府に払うお金125万6,000円は海水浴場からの何を受けてか、ちょっと聞き取りにくい。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えします。

説明が分かりづらくて申し訳なかったんですけども、町から大阪府にお支払いする使用料につきましては、海水浴場の受託者であります海水浴場管理組合が、収入の一部を町に納付しまして、その納付されたお金をもって大阪府にお支払いするという意味でご説明申し上げたところです。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 受託者の収入の一部からの納付金を大阪府に納付する形と。この間の補正では200万円をまた町から援助したという形ですかね。分かりました。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 4点ほど順番に聞かせていただきたいのですが、131ページの需用費の中の印刷製本費について聞きたいのですが、73万1,000円が上がっていますが、昨年度は278万2,000円ということで、内訳がたしか公式ガイドブックとみなとオアシスのパンフレットを作るのにこれだけ必要だということで278万2,000円だったかと思うのですが、これは作られたのですかね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらのマップ等は、現在、制作を進めておりまして、またできましたらまた配布させていただく予定としております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。それは結構です。

続きまして、133ページの負担金、補助金及び交付金の中の、海釣り公園整備事業補助金ですけれども、89万1,000円、昨年度は海釣り公園の内の休憩施設の屋根の亀裂が入って補修するということであって、多分171万6,000円計上されていたのですけれども、今回はどこを補修するのかお聞きしたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

昨年度はとっとパークの雨漏りの修繕ということで支出いたしまして、今年度は雨漏りの修繕が終わりまして、修繕が終わった建屋に描画するものです。もとも魚のイラストが書いておったと思うんですけれども、雨漏り工事が終わって、無地の状態になっております。クリーム色で単色の状況になっておりますので、そこにまた描画するということで、その塗装費用を今回補助金として計上させていただいております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

続きましては企業誘致優遇措置助成金ですけれども、これ年々同じような額が上がっていきまして、その都度年度でこれはどこの分だとか、今年はこの分だというふうに教えてもらっていた経緯があるのですが、昨年はたしかニューレジストンさんだったかなって言われていたような気がするのですけれども、今回はどちらの分になるのですかね。

道工委員長 西部長。

西総務部長 令和6年度につきましても、ニューレジストンが対象事業者となっております。ニューレジストンさんにつきましては、施設設置助成、雇用促進助成、水道

料金助成が交付の対象となっております。

ただ、この件については実績に基づいて交付する形になりますので、ある程度
の見込みということでご理解いただければと思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 理解いたしました。

では最後の質問です。深日港活性化イベント実行委員会補助金が上がって
いて、例年よりもまたさらに上乘せされている、50万円近辺上がっているか
と思うのですが、毎年どんどん上がっていく中で、上がっている理由というのを
聞かせください。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 深日港フェスティバル実行委員会への補助金ですけれども、
今般、物価高騰等の影響によって、外注を行っているイベント用品、テントやテ
ントの設置に関わる費用の増額と、あと日本丸等の船のイベントも行っているん
ですけれども、その受付の委託も行ってるんですけれども、そういう今般の賃金
の高騰とか物価高騰の影響により、受付業務にかかる委託料の金額が上がっている
状況です。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 毎年、私はこの件について申し添えていることがあるのですが、別にイベント
を否定しているわけではなくてね、イベントを打つからにはやはり日々の岬町の、
例えば商店であったり、企業の手助けになるようなイベントを打つとより効果的
だというのは、もうずっと、重々言わせていただいていると思うんですよね。

イベントを開催することだけでは、やはり地域活性はしないと思っているので
す。要はそれをする前に、例えば深日港活性化であれば深日港の活性化に資する
店を増やすとか、新しく何か事業される方を補助するとか、そんなんであそこの
周辺をにぎわいに資するような動きがまず先にあって、そこにイベントを打つと
いうのが最も効果的なのかなと、何回かこれは言わせてもらっているのですが、
今のところまだそういう動きとか、結果も出ていないと私は見ている中で、ちょ
っと厳しい目でこれを見させてもらっているんですよね。

イベント毎年打っているので住民さんへの周知は十分行っているのかなと思う

のですけれど、ただその周辺のお店とか、企業が実際に、要はそれで例えばお客さんがその後増えたとかというふうな、調査も、何回かお願いしたと思うのですが、そういった調査もまたされているのかどうか、また今後行動も取られるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 周辺の店舗への調査というのが行えてない状況なんで、令和6年度をイベントを実施するに対して、去年の反省点も踏まえて改良をしていかないといけないところもいっぱいあると思ってるんで、その中でちょっと検討していきたいと考えています。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 全然否定していないのですよ。否定しないけれども、やっぱり600万円以上の公費を使うということであればね、それなりの地域の活性に資するものでないといけないと私は思っているんですよ。

だから、検証と次どう生かしていくかというPDCAサイクルもきちんとしていただきたいし、何度も言っているように、イベントが主になるのではなくて、主は日々の活性に資するところに置いていただいて、そこにプラスしてイベントを打つという形式をぜひ考えていただきたいと、これは要望しておきます。

道工委員長 他にございませんか。

坂原正勝君。

坂原委員 133ページの節14工事請負費、道の駅みさき周辺整備工事ですが、工事の概要については先ほどの奥野委員からの質問で大体分かりました。

実際、これを運用するときに工事が完成したあと、道の駅に来た人に、こちらに行ったらこんなところがありますよというPRは考えていますか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

今回の整備工事で、池周辺に整備が行われましたら、道の駅の建屋のほうから少し離れておりますので、やはり看板とか表示物、こういったものを設置してお知らせできるようにする必要があるかと考えておりますので、そちらについてもまた検討してまいりたいと考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 道の駅に來た人に対して、看板か何かでお知らせをすると。それ以外に、この道の駅みさきにこういうものができましたよという、そのPRも何かの形で考えてますでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

今回の整備の内容につきましては、やはり多くの人に知っていただく必要があると考えております。多くの人に来ていただくためには、PRは非常に大事かと考えておりますので、ホームページやインスタ、また広報誌、その他活用できる媒体を使って周知に努めてまいりたいと考えております。

道工委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと担当のほうの説明が簡略過ぎてご理解しにくい点があるかと思えますけども。

古い議員さんって言ったら失礼ですけども、この道の駅を建設するに当たって、当時やっぱり子ども連れのお客さんも来るだろうということで、道の駅の中に公園を作って、そういう子どもたちの遊びを作ろうというのが当初計画にあったんですけども、残念ながら道路区画、ちょうど国道の拡幅のときに道の駅の造成をするときに、いわば粘土層であって大分崩れてしまったという経過があって、今の道の駅の位置はちょっと山側へずれた、そういう関係で、そういったことをお子さん連れのとか、またそういうちょっと岬町をゆっくりしたいという方々の公園ができなかったということで、どこかそういうものはないかということで、一番上のほうのちょうど、皆さんご存じやと思うんですが、山の上に国が造成した、あれを何とか憩いの広場ということであつたんですけども、あそこはどうもあそこまで上がっていくには不便だということで、それからいろいろ模索しながら考えてる中で池の活用を含めて、そこにちょっと一時的でも皆さん方が道の駅へ立ち寄っていただいた後に、休憩ゾーンとして位置づけしたらどうだということから、今の池の周りをですね、小さい公園ですけども、そういった憩いの場として作り、そして岬町の景観を眺めていただこうと、そういった経過がある、あるのと、農業公園もそうなんです。

道の駅だけでは開発面積が少ないなということから、3点セットという話があって、当時農業公園、夕野池の埋立て、カイカ池の埋立て、それと同様に当時の計画の中にはそういった計画が盛り込まれておったことは事実でありますので、そういった中で今回の、池の淵に公園を作るという計画を立てたという経過があるということだけ、まずご理解をしていただきたいというふうに思います。

道工委員長 ありがとうございます。他にございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 131の委託料、海釣り公園整備工事設計委託料28万1,000円と、海釣り公園、道の駅管理委託料458万6,000円と、次のページの負担金、補助及び交付金で、海釣り公園整備事業補助金89万1,000円の積算根拠と支払い先はどういうものでしょうか。

道工委員長 答えられますか。新保副理事。

新保都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の設計委託料につきましては、修繕工事を実施するために必要な設計を行うものでございまして、これにつきましては設計業者に支出する予定となっております。

2点目の補助金のほうですけれども、こちらにつきましては、先ほども少しご説明させていただきましたけれども、海釣り公園の休憩施設の建物の部分に描画をするということで、その経費の一部を、とっとパーク小島の指定管理者であります小島フィッシングに補助金として支出するものであります。

すみません、3点目の質問が聞き取りづらくて、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

道工委員長 海釣り公園の整備事業補助金の根拠といいますか、積算根拠というやつです。

谷崎委員 支払い先と。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 大変失礼しました。

それで整備工事の内訳なんですけれども、整備工事の内訳につきましては、海釣り公園内の施設の、例えば手すりやフェンスなどの修繕を行うための工事費になっておりまして、そちらにつきましては町から建設事業者にお支払いするという形になっております。

谷崎委員 それが８９万１，０００円ですか。

新保都市整備部副理事 今説明したのは、とっとパークの整備工事の分になっております。

道工委員長 ８９万１，０００円の公園の整備事業補助金は。

新保副理事。

新保都市整備部副理事 公園の整備事業補助金でございますけれども、そちらにつきまし

てはとっとパークの休憩施設、ドーム型休憩施設の部分が昨年雨漏りの修繕を行

いまして、そちらの壁面が無地の状態になっておりますので、その描画を行う

工事を行うために、町からとっとパークの指定管理者であります小島フィッシン

グのほうに補助金を支出するという内容になっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ３１ページの、１３１ページの海釣り公園の委託料も、これも指定管理者に対

して出すんですね。４５８万６，０００円。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 そちらの工事費につきましては。

道工委員長 委託料について。

新保都市整備部副理事 委託料につきましては、町から指定管理者のほうにお支払いする

ものになっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 先ほど歳入のほうで、海釣り公園が８３８万円と、５００万の権利料。

道工委員長 積立金。

谷崎委員 ５００万円の権利料と３３８万の入場売上金で８３８万円入ってくると。今回

は委託料でほぼ同額ぐらい出しているってことですね。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ただいまのご質問につきましては、指定管理者にお支払いしてい

る委託料は大阪府から町が委託を受けてそれをとっとパークに委託するためお支

払いしているという形になっています。大阪府から町に入ったお金をお支払いし

ているということで、町に入った収入をとっとパークにお支払いしているという

点をご理解ください。よろしくお願いいたします。

谷崎委員 府のお金ということですね。分かりました。

道工委員長 いいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで商工費を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書132ページから149ページをご覧ください。ただし、144ページ、145ページの目コミュニティバス運行費は他の委員会の所管でございますので、除きます。

それでは、補足説明をお願いいたします。

小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 委員会資料の12ページ、令和6年度の主な工事一覧についてご説明させていただきます。

予算書139ページの8土木費、2道路橋りょう費、3橋りょう維持費、工事請負費として計上しております橋りょう整備工事、朝日川6号橋ハカ橋についてご説明いたします。

13ページの工事箇所図も併せてご参照ください。

最初に朝日川6号橋補修工事ですが、場所は深日緑西集会所付近になります。

内容としましては、令和4年度に実施した橋りょう点検で判定区分Ⅲと診断されました。判定区分Ⅲは、構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態とされております。そのため、令和5年度に補修設計業務を行い、令和6年度に補修工事を行うものです。

主な工事内容としましては、鉄製の橋桁の腐食箇所の補修と塗装の塗り替えになります。

続きまして、14ページの工事箇所図をご覧ください。

次に、初々橋架け替え工事ですが、場所は多奈川西畑池谷地区の町道西畑線の旧道になります。

内容としましては、令和4年度に実施した橋りょう点検で、速報として判定区分Ⅳと診断され、緊急に措置を講ずべきと診断されました。

しかし、バイパス道路が完成していないことから、通行止めになると迂回路がないため、令和4年度に応急補修工事を行った橋りょうであります。

主な工事内容としましては、既設橋りょうの上部工の損傷が激しく、補修対応ができませんので、橋りょう上部工の架け替えを行うものです。

道工委員長 それでは、今補足説明いただきました土木費について質疑等ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 確認だけさせてください。

135ページ、節18の負担金、補助及び交付金ですが、ここで酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習とあるのですが、これは職員が取るとのことですかね。作業者が持つような資格ですけど、内容についてちょっと教えてください。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

この酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習参加負担金としまして、こちらのほうは職員が技能講習を受けさせていただいて資格を取るという形になります。

内容としましては、事業者が工事をされて、例えばの場所で言いますと、マンホール内であったり、ピット内であったりというところに入って検査で状況確認をしなければならないなどというところにつきまして、入るに当たって、酸素欠乏などがないかどうかというのを、事業者のほうも当然資格を持って作業するんですが、入る側についても、その資格を持ちながら検査をするという形になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 今まではどうしていたのですか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

過去には職員がこの資格等を持っていなかった時代もあったんですが、ここ一、二年の間で担当部署、建築課、土木下水道課、それとあと検査部局で総務課のほうの職員が受講しまして、この資格を取っている状況になります。

流れとしましては、数年前になるかと思うんですが、貝塚市のほうで、職員の方がその検査等をするに当たってマンホール内に入って事故が起こったところから端を発してというところで、本町においても講習を受けて、こちらのほうを取得するように、との経緯になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 確かにね、マンホールとかピットに入るのは危険ですからね、資格は必要だと思います。

これ、でも検査で入るってことだから、職員単独で入るというものでもないのですかね。事業者立会いで検査ということになるのですかね。その辺どうでしょうか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、検査の状況については、もちろん事業者の方も立会いのもと、職員、町の方が検査という形になりますので、事業者と町が同席した状況での検査になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は結構です。

ちなみに、これは、今回は1人分だけですかね。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えします。

今回は1名分、建築課1名分の受講になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 今回受講するのは1名ですけど、この資格を持っている職員はほかにも何人もいるということですかね、各課で。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げさせてもらったように、建築課、土木下水道課、総務課のほうで複数名、こちらの資格を取らせていただいております。

そのうち建築課につきましては、私佐々木が今資格を取っている状況になりまして、ピット内入る場合であれば、今のところは建築課が検査に行く場合は私が行っている状況になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 もう一点だけ。

危険作業ね、危険なことだからね。資格を持って入るということは、何ですか
あれは、計測器、酸素濃度計測器なんかも町で持っているのでしょうか。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 土木下水道課の奥田です。

測定器につきましては、下水道課のほうで所有しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。それはそれで結構です。

続いて、あと一、二点お聞きしたいと思います。

149ページです。節14の工事請負費、上のほうで、町営住宅の改修工事とあるのですが、これ長寿命化とまた別の分だと思うのですが、これの内容をお聞きしたいというのが1点と、それからその下の節14工事請負費で民間住宅の空家除却、この内容についてもお聞きしたいと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、町営住宅改修工事の内容ですが、こちらについては町営住宅で、改良住宅といいまして多奈川に2戸1の町営住宅がございます。こちらのほうで、この6年度予算としましては多奈川の小田平住宅のところの改修を予定しております。

それと、2点目。民間住宅空家除却工事というところのご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、孝子の中孝子地区における民間住宅がありまして、そちらがちょっと危険な状況となっております、これを町で1軒除却する工事となっております。

坂原委員 町営住宅、小田平住宅ですが、これは何軒分か教えてください。

それから孝子の、中孝子の除却ですけれども、それは町の費用で町が負担してするということですか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、町営住宅の改修工事の軒数ですが、一応今のところ小田平住宅5軒を予定しております。

2点目、民間住宅の空家除却工事ですが、すみません、申し訳ございません。
こちらについては民間住宅の除却になるんですが、町の事業として実施させていただきます。町で支出という形になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 町営住宅の改修については、予算が可決したら5軒一斉に改修をするのですかね。何軒ずつか改修していくのでしょうか。その辺どうでしょう。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

一応5件予定させていただいている状況ではありますが、事業者、入札等になる場合もありますので、その状況に応じまして、順次対応する形になろうかと思っています。一度には5件全て発注とはならないとは思いますが。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 町営住宅、結構空き待ちの人が多いので、できたら早めにやってあげてほしいと思うんです。それをお願いします。

それから、民間住宅を町の予算でというのは、これは何か条件か何かあるのですかね。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの孝子地区の民間住宅の除却で、町が実施するという形でご回答させていただいていた内容としましては、今回この住宅につきましては、もともと個人の所有物ではあったのですが、そちらの所有の方が相続放棄、所有者全員が相続放棄をされまして、今現在のところ、もう所有者がいないという状況になっております。

今の状況としてはもうかなり危険な状況で、周辺住民の方からも撤去を望む声もありまして、所有者はいない状況になりますので、代わって町が実施するものであります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 その中孝子地区の民間住宅の除却工事のことについて、もう少しお聞きしたいのですが、640万4,000円ということで、通常よりも高額になっているか

と思うんです。たしか、あそこではないかなと思うところを想定すると、道がめちゃめちゃ細いところの、多分その物件ですよね。だから、そのことで何か費用が高くなっているのか、それともまた別の要因で、除却工事の普通の水準よりも高くなっている理由を教えてもらえたらと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、多分物件は同じかなとは思いますが、中孝子地区につきましては、やはり進入路というのが狭い状況でありますので、当然その工事、除却に当たっても、重機的なものなど進入する車両等についても小型のものなどの利用っていうところになってくる部分もございます。

それと含めて、今回物件については、敷地もかなり大きいものでして、建屋についても2棟ございます。それと含めて、今現状のその建屋としても、建ってる状態がきれいな状態で建ってるのではなく、もう半分崩れているというような状況にもなっているところもあります。その中で、その撤去工事をするというところになると、やっぱり今の時勢柄分別で解体したりとかっていうところにもなりますので、崩れてるっていうところに対して負担がかかったりとかっていう費用がちょっと高額になっているところもあろうかと思います。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 それとちょっと補足させていただきます。

こちらで歳出として、今この金額が上がっているんですが、歳入のところでも一部ちょっとご質問でご回答させていただいたところではあるんですが、この費用の2分の1っていうところが、国のほうからの補助金というところに出ている部分がございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 相続放棄されたところと聞いたので、その土地は今後どうなるのかというのを聞きしたい。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

土地につきましては、この物件における土地所有者としては、残念ながら建物

所有者と同一の方ではなく、第三者が土地所有者となります。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 第三者となりますというところの表現として、所有者としてはその地域のところにございます、お寺さんが所有というところになっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ややこしくならないようにというか、それぐらいしか言えないですけど。私もその物件については何人かの方に、危ないからということで、佐々木副理事にもご相談に行かせてもらった物件かと思うので、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

続きまして、違うところを私からご質問したいと思うのですが、135ページの公共事業実績検索システム使用料というのがありますが、これは新たに追加された項目かと思うのですが、その内容を聞かせていただきたいというのと、ページがそこしかないので、これだけ先にお答えください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

公共事業実績検索システム使用料ですが、これは何かといいますと、業者が実績等を登録、まず例えば公共工事であるとか、公共の設計業務とかを受注された場合は、こちらのシステムに業者は登録することになります。

私どもが今回これを導入する理由としましては、発注のときに実績とかを調査するんですけども、今まででしたら、紙の書類で出てきたやつをファイルを1業者ずつ実績あるかないかとかいう確認作業が必要で、かなりの労力がかかってたんですけども、このシステムを導入することによりまして、電算上というんですかね、インターネットで検索できて、ここの業者こういう実績があるっていうのが簡単に判断できるようになりますので、業務量の削減にもつながるような内容になっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それはとてもいいですね。しかもそんなに高くない感じなので、とてもいいかなと思います。これは分かりました。

続きまして、137ページの都市基盤施設維持管理データベースシステムとい

うのが大幅に減額されているのですが、いいことかな思うのですけれど、その理由を教えてもらえたらと思います。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

都市基盤施設維持管理データベースシステム使用料が減額されている理由としては、昨年度は34万2,000円計上させていただいておりました。これは何かといいますと、大阪府のほうでこの維持管理データベースシステムというのが共同で、市町村と大阪府共同でやっていこうというのがございまして、それで昨年度から参画しました。

登録内容としましては、岬町が5年に1回点検しております、橋りょうの点検データをそちらのほうに収めさせていただきまして、今後も点検の履歴であるとか点検結果が分かるようなシステムになっております。

減額の理由としましては、初年度は登録の費用ということで高かったんですけども、今年度はそれを使うだけなので、5,000円という形で利用料という形で、あとこの利用料の決め方っていうのも、たくさん登録しているところが高い、少ないところは安いという形になるので、例えば大阪府なんかはすごく高いですし、岬町でしたら岬町の橋りょうだけですので5,000円で済んでいるという状況であります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これも良心的ですね。戸籍電算化と違ってとてもいいかなと思います。分かりました。

そうしましたら続きまして、同じページで町道宮下連絡線測量設計業務委託料が上がっていますが、これは具体的な工事箇所とか、事業実施に至った経緯とか、あと災害時の安全性とか利便性の向上を図るという目的と思うのですが、どれぐらいの効果が期待できるのかというのをお聞かせください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

町道宮下連絡線測量設計業務委託料ですが、まず場所のほうが多奈川の平野地区になります。路線としましては、平野の集会所から歴史街道の終点といたら

いいんですか、お寺のほう、興善寺、理智院、産土神社がございます、お寺とを結んでいる町道260メートルの拡幅の工事になります。

こちらの道路なんですけども、地元の区長から拡幅の要望が出ておりまして、災害時に平野地区の高台避難所として、興善寺や理智院とか産土神社がなってるんですけども、そちらへ避難もできる道だと。また、多奈川小学校自身も避難所になっておりますので、一旦高台避難所に逃げていただいて、またそこの行き来する道路として整備していきたいと。あと、地元の生活道路としても車とかが通行できるように整備していきたいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 もうちょっとイメージしたいのですが、例えば津波とか洪水とかとなったときに、その周辺の住民の方はこれを造ったとして、こういった順番で避難するような感じになるのですか。これができたとして。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えします。

地域の方の避難の順番としましては、まずやっぱ津波とか、あと浸水などのときには一旦高いところに逃げる。その際に、その道を通っていただいて高台のほうへ逃げていただく。で、津波や浸水が落ち着きましたら平野、多奈川小学校が避難所にもなっておりますので、そちらのほうとも行き来できるというふうに考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 拡幅ということは、どれぐらい拡幅されるのですか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 まず、こちらの道が260メートルほどございますが、約半分までは普通車が通れるか通れないかっていうぐらいの道になります。残り半分はもう人しか通れない道です、現況は。

それを町道の基準であります4メートル道路に、4メートルとあと路肩50センチ50センチ、約5メートルの幅員の道路の改良の計画をしております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。これは結構です。

同じページの分筆登記委託料というのがありますが、これについて新しい項目なので教えてください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

分筆登記委託料ですが、こちら2か所の分筆登記になっております。

1つは、12月の補正で議決いただきました町道西畑線の落石があったのり面の仮設道路ですね。そちらの工事はもう12月の補正予算でつけていただいて完了してるんですけども、その土地は寄附していただけるというお話で同意書を頂いて工事は進めております。そちらのほうの道路用地の分筆の予算が1つです。

もう一つは、多奈川西地区の昔の集会所があったところなんですけども、その西地区の道路で、昔から集会所がありまして、道が狭いところがあるんですけども、その町有地を拡幅して、まずは道路は拡幅すると。で、最終的に道路の拡幅が終わりましたら、道路部分と残りの町有地とを分筆して、また町有地は町有地でまた総務課さんのほうで対応していくような形で考えております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 確認の意味で、142ページの先ほどの小田平住宅の改造は2億2,600万はこれ5軒とおっしゃった、5棟ですかね。非常に高額かなと思ひまして。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

住宅戸数としては5棟ではなく、5戸。住宅1棟に2つあるのですが、そのうちの1つの単位として5戸っていう状況になります。5件になります。5棟10戸ではなく、5戸。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 住宅の公費除却ですけれども、相続放棄の場合、土地も家も相続放棄している場合は、全て国と町で2分の1でやってくれと。今回は、土地はお寺さんが持っていて、上がまた別の方が建てたものでその除却だから、その分だけ国と町が2分の1ずつだけれども。その土地の所有者はなんら出費はいらないってことですかね。そういうやり方でよろしいのですか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回除却するに当たって、建物撤去に対しては町が除却させていただいて、2分の1国から補助を頂いている状況になります。

ただし、建物所有者っていうところの権利と土地所有者の権利っていうのは全く別物でして、建物を除却するに当たって、土地の所有者に対して負担を求めることができるのかっていうところは、なかなか難しい状況にあります。

道工委員長 田代町長。

田代町長 今、谷崎委員さんの質問、また先ほどの質問あるんですけどね。

底地はやっぱりお寺さんなんですよ。それで檀家さんが多いんですけども、つまり協力は得られるんですけども、その協力に条件がある程度の附帯的な意見がついて、道路幅も狭いその付近の道を拡幅してくれって言われてるんですね。

とてもじゃないけど、町としてあれを拡幅しようとしたら、もうのり面が川底から上がってこないかんという相当な負担がかかるということで、あえて土地はもうお寺さんのほうで道の拡幅とかそういったことはもうお寺さんにお願いして、うちは上屋のほうの建物を国の補助2分の1もらって、町負担でやっていこうという判断は私のほうでさせていただきました。いうことは、土地を底地を例えば押さえてしまっても、これを共有地で押さえにくいという問題があって、それを押さえたところで、強制的に、何て言うんですかな、単に売り払いするとしても、なかなか道路とかそういう問題があって、非常に町としてはやりにくいということから、あえてもう土地のほうは、町としてはもうお寺さんの考え方にもうお任せするということで、結果的には2分の1負担ということは、委員さんのおっしゃるとおりね、これについて本当は底地も押さえたかったんですけど、抵当権設定したかったんですけども、それができなかったという事情をご理解していただきたいというふうに思います。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 十分、分かります。更地返還条件がついていなかったということですね。

あと、143ページのブロック塀撤去改修とか、耐震診断補助金、区分18の中ですね。通学路等でブロック塀の改修とかも見受けられますけれども、そういう調査状況とか、あるいは実例とか今後の予定とか、何かそういう見積りがあり

ましたら教えていただきたい。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

今のブロック塀撤去改修補助金及び既存民間建築物耐震診断等補助金につきましては、対象としましては町全域に対して補助を実施してるところになります。ちょっと路線などを断定してっていうところにはなっておりません。

教育委員会のほうで、通学路とかの状況などというのは確認してるのは別にあらうかと思いますけど、この補助金については町全域での補助金になります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 通学路とか特に危険なところは把握をいただいて、善処していただきたいと思います。

最後に、先ほどの確認ですけれども、これ平野住宅から拡幅する道路は、平野住宅から興善寺、あるいは理智院に続く道ということですね。散策道になってるところですか。イノシシも通りやすくなるような。ありがとうございます。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 137ページです。一番下の節14工事請負費のうち町道岬海岸番川線車両防護柵改修工事、これの内容を教えてください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

町道岬海岸番川線車両防護柵改修工事の内容ですが、今、岬海岸番川線のほうでガードレールがついている延長が約620メートルございます。その中で、かなり老朽化している箇所が188メートルございまして、令和3年度から5か年計画で開始をしております。

今年度につきましては、傷んでいる箇所約30メートルを改修する予定となっているのと、今までと違いまして、今年度はガードレール部分を木製ガードレールを使って、森林譲与税も充当しながら進めていく予定であります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 木製のガードレールということは、岬中学校寄りのほうになるのですかね、場所的に言うと。分かりました。

続いて、その下の道路改良事業、これについても内容をお聞かせください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

道路改良事業の内容としましては、通常の道路の維持補修ですね、自治区長様からいろいろな補修要望とか、あと陥没等の修理ですね。そちらのほうの費用になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、特にどこの部分のどの道路を舗装するとか改修するとか、そんなのではないのですか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

まず、場所が決まってない維持補修費として360万円、このうち360万円はそういう形の補修で考えております。

それ以外の場所が決まっているのが、約7件、岬町内それぞれございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 ちなみにその7件お聞きしてもいいですか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

そしたら概要だけご説明させていただきます。

まず1件目は、岬町淡輪の町道古田橋2号線というところで側溝のグレーチングが、がたついて危ないので、そちらを補修する工事で53万6,000円。

次に、町道緑一5号線ののり面のところで、法面崩落補修工事ということで、法面のほうが一部崩れてるところがありますので、そちらの補修を行う工事が30万3,000円。

次に、町道西畑線坂路改修工事ということで、町道西畑線の取付けの坂路が老朽化で通行に支障があるとこの改修を行う工事が104万5,000円。

続きまして、多奈川西地区道路拡張工事としまして、先ほど松尾委員のご質問の分筆とお答えした場所なんですけども、そちらの道路拡張工事が126万6,000円。

続きまして、町道逢帰線他看板設置工事ということで、こちらの工事、今現在ループ橋を上孝子方面にはループ橋を通行していただくようにしてるんですけども、今でもまだ危険踏切を通る方もいらっしゃいますので、そちらのほうの啓発看板の設置工事を予定しておりまして、そちらが86万8,000円。

続きまして、町道西畑線路肩改修工事として、イノシシで路肩が荒らされている箇所がございまして、そちらの補修が68万1,000円。

最後に、町道西畑池谷地区の里道の補修工事としまして、里道が一部崩れてるところの補修工事として58万円。

以上が、この道路改良事業の内訳となっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 先に聞いた町道海岸番川線で、その防護柵は5年計画ということで、今年4年目になるのですか。

来年度、7年度でその188メートルは完結するというものでいいのですか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 予定では7年度に完了する予定ではあります。しかし、ただ最初に5か年計画立てたときから、また傷んでる箇所もちょっと出てきてはいますので、若干ちょっと流動的であるかなとは考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 よろしく申し上げます。

町道海岸番川線ですけど、これは以前に私も取り上げて質問したのですが、サイクルルートとしても登録されているから、本当に景観の良いように、また道路に関しても結構痛んでますよね。その道路についても計画的に補修していくと聞いたと思うのですが、その道路についてどうでしょうか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 坂原委員のご質問にお答えいたします。

海岸番川線の道路が傷んでる件なんですけども、まずはそこを、今、自転車活用推進計画っていうのを立てている中で、今おっしゃった海岸番川線はサイクルルートになっております。その中で、役場の前も青い矢羽根ですね、自転車の通行帯が引かれてると思うんですけども、補助金としましては通行帯の分しか出ま

せんので、まずは、海岸番川線のほうの舗装の傷んでいる箇所を岬町の舗装修繕工事の中できれいにして、その後、矢羽根等を引いていくような計画で考えております。

道工委員長 他にございますか。松尾委員。

松尾委員 先ほど話が出たことですが、ページで言うと139ページの12の委託料と14の工事請負費に係る橋りょうの整備工事に係ることです。

初ヶ橋のことが先ほど出たと思うのですが、ホームページに載っている対策内容及び実施時期一覧表でいくと、初ヶ橋が点検結果Ⅱになっているんです。

たしか、Ⅳが一番実施するのに最も必要な部分になるかと思うのですが、これはⅡになっているのですが、これ間違いですかね。それとも、これは合っているけど、優先を高くするのかっていう、そこだけちょっと。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、国のほうから指導を受けていますのは、まず判定Ⅳというのはもう即座に通行止めしないといけない橋で、すぐに通行止めするか工事しなければいけないと。次、判定Ⅲにつきましては、次の点検までを目標に5年以内に補修するようと言われておりますので、まずは岬町としては判定Ⅲを優先的にやっております。

初ヶ橋につきましては、まず橋りょう点検1回目やったときに、平成29年度になるんですけども、そのときは初ヶ橋が判定Ⅲでした。で、次に令和4年度、5年後に点検したときは、即座にもう通行止めしないといけないと、速報なんですけど判定Ⅳっていうことで言われたんですけども、まだバイパス工事が完成しておりませんでしたので、通行止めにすると生活にも支障出ることから、もう緊急で応急補修工事、主桁H鋼を追加してはわすことによって、それで点検結果がⅡに下がってしまうということになったんです。

でも町としましては、もう構造体を修理したわけじゃなくて応急でH鋼添えただけなので、国のほうにもその辺りを申請して判定Ⅲという取扱いで補助金を申請して行っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 よく分かりました。続きまして、同じところで、岬町の橋りょう個別施設計画、これ令和6年1月改定のやつで、その中の4ページに、令和5年度から令和9年度までの5年間に実施する管理橋りょうの修繕工事においては、新技術とか新工法の活用を重点的に検討して新技術採用工種の費用を1割程度縮減することを目指すと書かれているのですが、その結果の検討はどうかを聞きたいのです。というのは、それぞれその中出橋とか朝日川の橋とか、あまり変わっていない感じがするのですが、その辺はいかがですかね。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

新技術の件なんですけども、今、国のほうではコスト縮減ということで新技術を採用するように言われておりまして、新技術を採用することで国の補助金の優先順位も上がります。

しかし、実際、今年も国土交通省のほうで岬町でデモンストレーションしていただきまして、淡輪畑山線祇園橋におきましては、ドローンカメラであるとか、そういった新技術の研修もしております。

そういったものが採用を、設計段階ですね、今これ計画なんですけども、補修設計をやる段階とか、補修工事をやるときに、新たな技術を採用するようになると言われておりますので、その際にそういった技術を踏まえて、ただ小さい橋ってのがなかなかそれに当てはまるのがないっていうのも課題ではあるかなと思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 よく分かりました。それは結構です。

同じページでいくと139ページの淡輪9区水路改修工事測量設計業務委託料と水路改修工事がありますがけれども、その工事の具体的な内容を教えてください。

同じく141ページの淡輪13区番川改修工事測量設計委託料、これも同じように、その具体的な内容を教えてほしいです。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、淡輪9区水路改修工事になるんですけども、場所は淡輪駅の近くの里道

になります。こちらの里道が水路がなくて、家の方が大雨のときにはもうちょっと玄関に入れないぐらい里道が浸かってしまうと。水路がないためになかなか水がはけないということで、そちらのほうに側溝の設置工事延長24.5メートルの側溝設置を計画しております。

次に、淡輪13区の番川の補修工事なんですけども、こちらにつきましては淡輪13区の町管理の番川で護岸が崩れているところがありまして、延長17.4メートルの補修、ブロック積みでの補修を予定しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 数点お聞きしたいと思います。

まず、137ページの町道宮下連絡線測量設計業務委託料。これに絡んで幅員だとか全長をお聞きしたのですけれど、あまり土地勘がないので参考資料として、この委員会資料をつけていただいているような箇所図を資料請求したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 また資料請求いただきましたら、お渡しするようにしますので、よろしく願いいたします。

奥野委員 イメージ的には多奈川小学校から中を抜けていく道だろうなという想像はつくのですけれども、また資料請求したいと思います。

それと次は、145ページの14工事請負費、多目的公園の芝生の件ですけれども、今回、高額な1,000万円以上の予算をつけておられるのですけれども、張替えの面積は分かりますか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 芝生広場ですけれども、芝生広場のコート部分全体で8,242平方メートルあります。そのうち、芝生の損傷が激しい部分、約1,900平方メートルの芝生の張替えを予定しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 まだ全体ではないということで、まだ残り1300平米くらいあるのですかね。人工芝でなくて天然芝ということですので、水やり、夏場の水やり、芝生の維持管理、芝生のカットというのですか、草刈りと人件費も含めて維持管理もかな

りいるのではないかなと思うのですけれども、将来、まだまだこれは続くと思うのですが、いっそ人工芝とか考えてはいかがかと思うのですが、それなら水やりもいりませんし、維持管理も要らなくなるし、そういう補助金もかなりあるかなと思うので、その辺、答弁いただけるようであれば、お願いします。

道工委員長 寺田推進監。

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監 こちらの天然芝なんですけど、スポーツ振興くじの補助金制度を活用して芝生を張ったんですけど、経過年数が浅いことから、新たにそういう補助金の活用が出来るのであれば、人工芝等も今後は検討していきたいなと考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 結構夏場水やりとか、人件費も時間もかかるのではないかと思いますので、一度にやるのも大変だったら半分ずつやるとか、分けてやっていただけたら、今後のためにもいいのではないかと思います。検討をお願いいたします。

続いて、147の12委託料のみさき公園のモニタリングについてお尋ねをいたします。

この支援業務委託料は、毎年あり、今年度もかなりの高額な金額がついたと思うのですけれども、いろいろと内容で、見定めるための業務だと思うのですが、どうしてもこれぐらいの費用をかけて、毎年やっていかないと進められないものなのか、これからどんどんとそういう形で進んでいくのでしょうか、今年度も、予算があったはずだと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらのモニタリングにつきましては、事業者の提供する公共サービスの履行に関し、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段でございますので、選定事業を進めてきた、この町の責任において、公共サービスの水準を監視していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、今後も必要な業務かなと考えております。

こちらにつきましては、今年はそんなに進んではおりませんが、今後また工事のほうに入っていくというお話もございますので、そういった中ではより一

層重要性も増していくのかなと考えておりますので、今後も継続して必要なものと考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 このモニタリングの予算については、町が出資してどうしてもやらないといけないものなのか、指定管理のほうでやってもらうということはできないということなのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらのモニタリングにつきましては、公園事業を行う P F I 事業者のほうの実施するサービスの内容になりますので、その事業者にそれを求めるのではなく、町のほうが実施していくものになっておりますので、その点よろしく願いいたします。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 町でやらないといけないというのはよく分かるのですが、かなり高額なものですから、何かいい方法はないのかという気はいたしますが、指定管理とせめて折半ぐらいでやるとか、何か方法がないのかなと思ったりもしましたので、今後、その進捗に合わせて、まだまだモニタリングの検査、業務がもっともって増えてくるのではないかと予想されますが、今 6 0 0 万円、7 0 0 万円ぐらいですが、本工事が始まるともっと高額になってくるということになるのでしょうか。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えいたします。

このモニタリング業務の費用の見込みにつきましては、大体その工事が始まりましても同額程度、現在計上しております 6 8 0 万程度になることが見込まれております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 それをすることによって順調に前へ前へと進んでいくものであれば、ありがたいということで、もうそれ以上は結構です。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 予算書の 1 4 9 ページの一番上の枠で、弁護士委託料 1 3 3 万 9, 0 0 0 円と

ありますけれども、これはどういう内容の委託料なのか、お願いいたします。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

この弁護士委託料につきましては、町営住宅、場所としましては町営の淡輪住宅ですが、こちらのほうで、今まで単身の入居者が住んでいた住宅がありまして、こちらの住宅で、本来は単身入居者がお亡くなりになりまして、明渡しという形にはなるんですが、それ以降につきまして、相続人である子供がその住宅に今現在、住まわれているという実情がございます。

それについて、町のほうから明渡しを再三指導等させていただいておりましたが、なかなか明渡しに至ってない状況でありまして、こちらについて明渡しに向け、予算としては弁護士費用として訴訟する費用として計上しているものであります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 その淡輪住宅では、もうここ1件ということになっているのでしょうか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

対象住宅としては1件になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ということは、それを明け渡していただいて、取り壊して、更地になるということになるのかと思うのですが、違うかな。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 奥野議員ご質問の内容は、それを撤去したら、敷地全部が更地になるというふうに、今僕取ったんですけど、そういうことを今言われたんですよ。まだ2件、3件が住まわれてます。もともと近所で、今、副理事のほうからお話させていただいたように、息子さんが今、不法占拠で勝手に入ってるんです。その方はどこで住んでたかというのと、その近くの町営住宅、一緒の敷地内の町営住宅に住んでたんですけどもう住めるような状態じゃないんで、お母さんここに住んでいるのですが、もともと1人の名義で入ってますので、もう法律上そのまま引き続き住むということはできないもので、役場のほうからは明け渡し、そのお

母さんが住んでたところを明け渡してくださいよっていうお話をさせていただいてます。

進めていく中で、どっちかっていうと亡くなられて、やっぱり49日とか、それぐらいまでは、こちらも仕方がないなということでお待ちさせていただいて、半年たって、最初はそれぐらいで出るって言うてたんですけど、うちが話しに行ったときには、もうあと半年ぐらい待ってくれないかとか、そういう話になってきましたので、もう今現在で1年ぐらい待ってるような状態なので、もうすぐにも出てくださいうということなので今回、もう弁護士費用を上げさせていただいて、明渡し訴訟に向けて、準備をさせていただこうと思ってます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 かなり危険な危険家屋であるような感じもするのですけれども、そこをどんどん全部更地にした状態にした場合、あと何かお考えなのですか。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 住宅の長寿命化計画で、淡輪住宅のほうが全部更地になった時点で、民間に払下げとか、そういうふうなことも検討しながら進めることを、長寿命化計画にかかせていただいています。

道工委員長 他に。松尾委員。

松尾委員 先ほど坂原委員から質問がありました、海岸番川線車両防護柵改修工事の件について、もう少しお伺いしたいのですが、たしか木製ガードレールで考えているということで、木製は温かみがあって私は好きなんです。でも、耐久性とか強度のところで、ちょっと難があるのではないかと見受けるのですけれども、その辺りはどういうお考えでいらっしゃるのかというのを聞かせてください。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

岬海岸番川線の木製ガードレールですけども、まず強度につきましては、和歌山県なんか、まず木製ガードレールの強度についてはもう試験はしております、車両がぶつかっても耐えられるということは分かっております。

ちょっとすみません、補足させていただきますと、ガードレールの支柱は今までどおり鉄なんです。横のレールっていうんですかね、そこが木製になると

いう形のガードレールになります。

あと耐久性なんですけども、実際まだ導入され、和歌山なんかでも導入されてからまだそんなに年月がたっておりませんので、正直そこはちょっと不安なところはあるんですけども、岬町としても一度あそこ、ほかの鉄製でもやっぱりさびとかの腐食もやっぱり発生してなかなか永久ではないので、これで1回試してみても、もしよければもうずっとこれで続けていきたいなとは考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私はすごく好きなんで、やってほしいんですよね。

たしか六角形みたいな、ああいうやつですかね、和歌山で見たことがあると思うのですが、六角形になってなかったかな。そんなのだったら見た目が強いからいいかなとは思うのですが、分かりました。

次に、新たなみさき公園整備運営に係るモニタリング支援業務委託料の件ですが、内容は先ほど奥野委員への回答で大体分かったのですが、この支援業務委託料、このモニタリングの支援業務委託料とはどこまで効力があるものなのかちょっとよく分からなくて、要は、実施事業者がいる中、このモニタリングで、実施事業者がやっていることをずっとチェックをしていくということなのでしょうけれど、この業務自体が例えば、いやそれちょっとこうしなさいよとかと言えるものなのかどうか。どこまで効力というか、立場上、物が申せるところなのかというのを教えてほしいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

このモニタリングにつきましては、先ほども申し上げたように事業者が公園で行っている事業の内容を確認して、それに対して適正にできておるかというところをチェックしていくものになっておりますので、ここで不具合とかそういうものがあつた場合は、事業者に対して町のほうからも指摘して改善をしていくように、話をしていくというような形になってまいります。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ちょっと補足させていただきます。

募集の際にモニタリング計画というものを作成しておりまして、募集の段階で

お示しさせていただいてるんですけども、その際に要求水準書も作っておりまして、みさき公園は基本的にこういう方針で、こういう公園にしてほしいと、この要求水準を下回らないような提案をしていただいて、公園造りをしてほしいということでお伝え申し上げてまして、公園計画をご提案いただいたところです。

それがしっかりと実施されていくかどうかを見据えていくのに、このモニタリングが必要なんですけども、去年の段階でもご説明はさせていただいたと思うんですけども、今のところコンサルに支援業務ということで、ノウハウをお持ちのところに助けてもらいながら、それをしっかりと監視していくといいますか、ちゃんと要求水準書どおり守られてるか、計画どおり進められているかということをチェックしていく必要がありますので、しかしながら数年すれば、職員にもノウハウが蓄積されてくると思いますので、永遠にずっとこの支援業務でお願いしようとは思っていないところはあるんです。目指すところは職員でできるようにしたいと思っております。

なおかつ、どこまでの効力が発揮できるのかというところでは、モニタリング計画の中身では、改善等の手順として、最初には改善要求、改善復旧の確認、それで改善ができてなかったら改善勧告というふうになっていき、改善復旧計画書等の作成を求め、最終的には契約解除までできるというような内容になっておりますので、かなり重い監視能力を持たせているという考えでいらっしゃってくださったら結構かと思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 詳細な説明で、大変よく分かりました。そこは結構です。

2点だけ最後お聞かせください。

143ページの既存民間建築物耐震診断等補助金があります。

これは、毎年この補助金の額が上がっていて、でも予算額には達していないのではないのかなという認識があるのですけれども、過去5年間の申請件数と予算執行額というのを分かったら教えていただきたいと思います。

道工委員長 すぐ出なかったら、休憩でも取りますけど行けますか。

松尾議員、ちょっと後でいいですか、これは。

松尾委員 そうしましたら後で結構です。

その間に、ビオトープイベント、保健師報償費というのがありますが、これは新たな項目で詳細をお聞きしたいです。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ビオトープで今年も11月にイベントを行ったんですけども、令和6年度でもビオトープでのイベントを予定しているんですけども、ビオトープのイベントを実施する際の救護に必要な、救護をしていただく保健師とか看護師さんへの報償費になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 どんなイベントですか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ビオトープの中の生き物を見る観察会と、あと今年したのは、そのビオトープで伐採した間伐した木を使って、トンボの形の、子供たちにトンボの何か工作とかしてもらったりするようなイベントになります。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 先ほどは答弁できなくて申し訳ございません。

松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

過去5年間の耐震診断等の補助金の実績になりますが、過去5年間として令和1年度からというところで答えさせていただきます。

耐震診断木造の補助としまして、令和1年で1件、令和3年に1件、令和4年で2件となっております。そのほか、種類としては耐震診断で木造の住宅の診断の補助というのと、それとは別に大きい建物の補助と設計の補助、改修の補助というのがあるんですが、木造住宅の補助以外については、今の5年間では実績はございません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

予算額は、大体この額になっているという認識でいいのでしょうかね。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

予算額としまして、毎年この金額で計上させていただいてまして、実際執行件

数が少ない状況で、執行額としては少ない状況にはなりますが、この予算計上するに当たって190万という金額の内訳なんですけど、耐震診断の大きい建物に対する補助っていうのが、件数としては1件分で補助金計上してるんですけど、これが100万、内訳として100万という状況になります。診断の木造住宅については、5万円を4件という状況で計上してます。

設計補助、改修補助というところが1件ずつというところで、設計と改修を合わせて70万というところ。大きい建物の診断、設計改修というところが、最低数の1件というところで予算枠で計上させてもらっていて、それが実際、補助金執行されるかされないかというところになりますので、金額としては190万というちょっと高い額にはなっている状況になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私は、これを削れっていう意味で言っているのではなくて、逆にここまで設定していただいているのであれば、もうちょっと周知を徹底していただいて、住民さんに利用してもらったほうがいいのではないかとという観点で質問をさせていただきましたので、今後ともお願いしたいと思います。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 私から1点だけ。149ページの最後ですけれども、一番下、企画政策推進担当の空家対策総合支援事業補助金につきまして60万円、支出先と求める効果というのを教えていただきたいです。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 空家対策総合支援事業は、空家対策特別措置法に基づく空き家等の計画に沿った取組の支援になります。

この補助金の内容なんですけれども、民間事業者が地域の活性化を図るために、地域のコミュニティの維持とか再生を目的に、空き家を改修をして10年以上活用を行う場合に上限60万円で補助をするものです。

令和3年度から始めた補助なんですけれども、令和3年度、令和4年度、令和5年度と、今のところ活用はない状況です。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。内容については理解しました。

空家に対することなので、自分ももうちょっとしっかり勉強しまして、使っていただけるような事案がありましたら、また相談させていただこうと思います。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 137ページの一番下のほうで防護柵設置工事と、次のページに町道畑山線安全対策工事。たしか町長もおっしゃっておいりましたけれども、淡輪保育所の車両転落防止柵の関係などがこれに入っているのでしょうか。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に137ページ、14工事請負費の防護柵設置工事35万円ですが、こちらのほうは岬町内の、これはどこって決まってるわけじゃなくて、設置の予算として計上、毎年している分であります。

次のページいきまして139ページ、一番上の町道畑山線安全対策工事ですが、ここが淡輪保育所の事故があったところなんですけども、こちらのほうの通学の児童を守るために、ガードレールやガードレールカバリカー、あと緑色のグリーンラインですね、入れて安全対策を図っていく工事の費用となっております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 最後に土木課、予算があるかどうか聞きたいのですが、厚生委員会所管の町の土砂条例が廃止になって、建築のほうで所管というか、大阪府の盛土条例になるのですけども、それに関する予算とかは見込みはないのでしょうか。

道工委員長 そういう関連の予算があるかないか。各原課で分かっていると思いますが。

佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 ちょっとしばらくお待ちください。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 すみません、佐々木副理事が探している間に、まず、宅地造成規制法が変わりました。今までの宅地造成区域は岬町全域を網羅してるわけじゃなかった。それが、今回の盛土法に変わったことによって全体を網羅するようになったので、厚生委員会の所管である盛土の条例を廃止して、今まででしたら宅造の分についても岬町のほうで大阪府から権限移譲を受けて、手数料として頂いてたんですけども、その分については大阪府で全体を許可するということになりましたので、

今度この後、手数料条例のほうで削除させていただく形になっております。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 申し訳ございません。

歳入としまして、歳入のほうの時点でちょっとお答えさせていただいたところに絡むんですが、今年度までありました宅地造成等規制法の事務取扱交付金っていうところが今年度まで予算計上しているところがありました。

こちらのほうについては、法律改正により来年度からなくなるというところになるんですが、それとは別に歳入として新しい法律に基づいたところで許可申請とかがあった場合で、町のほうで経由処理とかする場合が一部ございます。こちらのほうの事務を取り扱うに当たって、宅地造成及び特定盛土等規制法事務取扱交付金というところで事務取り扱いした部分について、一部大阪府から費用もらうところの予算としてはあります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 不法投棄の監視とか、そういうことに関して出て行く出費はまだ今のところは見っていないということですね。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 不法投棄とかにつきましては、多分ちょっと法律的には産業廃棄物等の処理とかの法律に絡むものかなとは思っていますので、ちょっとそちらの分についてはございません。

道工委員長 大体意見も出ました。これ以上質疑はないということで、これで土木費の質疑を終わらせていただきます。

休憩してほしいと言っている人がいるので、3時半まで休憩しましょう。

(午後 3時09分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

道工委員長 休憩前に続きまして、会議を始めます。

続きまして、災害復旧費に入ります。

予算書180ページから181ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

ちょっと先ほどまでのところで少し訂正とか補足があるようでございますので。

新保副理事。

新保都市整備部副理事 午前に松尾委員からご質問いただきました、ため池ハザードマップをつくるべき池の数のほう、ご説明できてなかったもので、この場をお借りしてご説明させていただきます。

ため池ハザードマップをつくるべきため池の数は20となっております。それで現在、この20のうち令和5年の実施分も含めて4つの池で、ため池ハザードマップをつくっておりますので、よろしくお願いいたします。

道工委員長 それでは、災害復旧費で180ページ、181ページで、質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 多目的公園を散策していると、法面の復旧工事がもう目に見えるように進んできておりますが、期間等、限られた中で一生懸命やってくれていると見えたのですが、工事等に遅れ等、生じていないか確認させてください。

道工委員長 新堀理事。

新堀まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えいたします。

工事のほうですけれども、年明け1月1日に能登半島地震がありまして、1月頭は正直ちょっと作業員がそちらのほうで取られて手薄になりましたけれども、その後、工程、段取りを調整いたしまして、今現在多いときは20名程度入ってます。

全体として工程計画どおりに今、順調に進んでおります。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書182ページから183ページの目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目7森林経営管理基金費をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方は討論ございませんか。賛成討論をどうぞ。竹原委員。

竹原委員 令和6年度当初予算の事業委員会に付託されたこの委員会の分で、賛成の立場で討論させていただきます。

やはり目玉となります観光周遊のところをしっかりと取り組んでいただいていると確認させていただきました。

また、いろんな工事、かなり量があることを確認させていただきましたが、それぞれ計画を持って確実に執行していただけるのかなということが見えたので、賛成討論とさせていただきます。

道工委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第16号「令和6年度岬町下水道事業会計予算について」を議題とします。

予算書359ページから387ページ、また委員会資料12ページをご覧ください。

それでは、補足説明をお願いいたします。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の12ページの主な令和6年度の主な工事一覧についてご説明させていただきます。

令和6年度下水道事業会計予算書の381ページの1資本的支出、1建設改良費、2管路建設費、工事請負費としまして計上しておりますマンホールポンプ設置工事その15及び公共下水道汚水管理設工事24-20についてご説明いたし

ます。

15ページ、16ページの工事箇所図を併せてご覧ください。

番号1のマンホールポンプ設置工事の場所は、深日向出南地区の太く円で書かれている箇所です。丸で示しているのがマンホールポンプ設置箇所です。

工事内容としましては、2か所のマンホールポンプ設置、1か所につきマンホールポンプ2基の設置となります。口径は65ミリです。

番号2の公共下水道汚水管理設工事24-20の場所は、緑4町会の太く円で書かれている箇所です。太く実線で示しているのが下水道本管の埋設箇所、太く点線で示しているのが水道管移設箇所になります。

工事内容としましては、工事延長37.7メートル、下水道本管の埋設延長は37.0メートルで、管径は200ミリ、水道管の移設延長は38.0メートルとなっています。

なお、水道管移設費用につきましては、水道管理設に必要な費用から水道管の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の入金、受益工事収益金として大阪広域水道企業団岬水道センターより入金があります。

道工委員長 質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 予算書の375ページで、1か所確認させていただきたいところがあります。

375ページの2の雨水処理負担金というのが701万円あるのですが、その雨水というのはどういうものなのか、ちょっと確認したいのですが。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 過去に雨水事業をしています平野水路改修工事というのがあります。そして、その部分の一般会計からの繰入金という形になります。

道工委員長 よろしいですか。再度かみ砕いて言ってください。

奥田都市整備部副理事 過去の事業になるんですけども、下水道特別会計で平野水路の改修工事をしているんです。

その部分の雨の事業というのは、使用料で賄うことはできませんので、一般会計から繰入れという形になるんです。

今回、一般会計から繰入れという形で負担金という形で計上させていただいております。

道工委員長 奥野議員、ご理解いただきましたか。また後でゆっくりと一つまた聞いてください。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

議案第17号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 今回から公営企業会計に切り替わって、見方が変わってきたかと思うのですが、令和6年までに切り替えていかないといけないということで、これはいつから作成されてきたのかというのと、これはどなたが、今回の予算についてもやられてきたのかというのを教えていただきたいと思います。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 まず企業会計移行に当たりまして、令和3年度になるんですが、基本方針をまず決めました。その後、令和4、5にかけまして支援業務をコンサルさんのほうでしていただいているという形になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 今後もそのコンサルになるのか、会計士になるのかよく分からないのですが、その専門性を有する人にチェックをしていただけるのかどうかというのと、そういった方々からの、例えば今の現状分析だったりとかね。今後のその対策とかっていうコメントというのがつけられないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員がおっしゃるように、今後につきましても一応は支援していただく予定でございます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第20号「岬町下水道事業の利益の処分等に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

議案第23号「岬町基金条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 今回の基金条例の一部を改正する条例というのは、恐らく予算、一般会計予算でもありましたような空調設備が故障したことに起因するのかなと思うんですね。

ここに書かれているように、道の駅みさきの管理基金としては、道の駅みさきの維持管理、そして運営に必要な資金を積み立てることと書いているのですが、今回みたいに、エアコンとかも入ってくるのかなと思うのですが、そういうのも入ってくるのかどうかというのもお聞きしたいのと、運営ってどこまでの範囲を基金で対応できるのかも少し具体的に、詳しくお聞かせください。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 今回の基金条例につきましては、道の駅みさきの維持管理・運営という形になりますが、今回予算計上しておりますような、修繕等の対応も含め、この基金を活用していければと考えております。

また運営については、道の駅の運営状況が非常に悪化してきて、何らかの財政支援が必要になれば、こういった基金の活用というお話ももしかすると出てくるかもしれませんが、基本的には修繕や施設の維持管理といったところに活用していくような内容になってくるのかなと担当課としては考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 今の時点でしっかりと、ここまでの範囲であつたら基金を使おうとか、その取決めは必要かと思うんですよね。後でこうなったとき、どうするのとならないようにしっかりと定めていってもらったほうがいいと思うんです。

あと、今1つ事例があつて、そのエアコンのことがあるから今後もやはり必要だねということで基金を使われるというのは分かるのですが、いろいろ岬町の今の現状でいくと、財政が厳しいと町長がずっとおっしゃっている中で、また基金を増やすと、必ずその基金に積み立てていく、割り当てをここにもしていかないといけないという中で、今後の見通しは大丈夫なのかと素朴に思うのですが、いかがでしょうか。

道工委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 今回、森林経営管理基金ということで、新たに造成をさせていただいております。予算の審議のときにもありましたとおり、道の駅の施設自体については、造った当時は新しかったんですけれども、徐々に老朽化が進んでいるということで、ランニングコストも今後は必要となってくるというところでございます。運営事業者さんからは利益の一部を納付金で頂いているところでもございますので、そのお金を積み立てて、町がリスク分担の中で負担する部分について、見えるような形で経理をしていきたいといった趣旨でございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 私からも同じような質問になるかも分かりませんが、その積み立てる財源で、先ほど事業者からの納付金などを入れてという相馬部長のお答えでしたが、この道の駅に関しては、国のほうからも道の駅の管理費みたいなことが入ってきているのかとは思っていますので、具体的に入れる財源というのは、どこからというのを言ってもらったほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

道工委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 議員おっしゃいます、国のほうの資金については、あくまで道の駅の維持管理に係るお金でございますので、それについては特に積み立てるべき多くのお金をもらっているとかではなくて、あくまで充当先が決まっているというお

金でございます。

繰り返しになりますけれども、道の駅の運営事業者さんから頂く納付金を原資に、基金に積み立ててまいりたいというふうに考えてございます。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。ということは、この管理基金で使うことができるのは、国のほうの施設ではなくて、町で造った施設に関して使うための基金だという認識でよろしいですね。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 おっしゃるとおり、道の駅の施設の地域振興施設ということになります。そこは指定管理の指定をさせていただいて、株式会社プラスさんを指定しているところですけども、プラスさんとの間で指定管理者の基本協定書というものを締結しております。その第12条にリスク分担というのがあって、別紙でこういう場合は町、こういう場合はプラスさんというような取決めに既にしております。

そんな中で、松尾議員がおっしゃってくださってるように、今回の空調設備なども通常の法定耐用年数よりも早い段階で故障が起こってきてますので、修繕すれば直るということなんで完全に取り替えないといけないということではないですけれども、そういった事例も出てきて、これから7年目に入っていく段階で、いろいろとそういう事情が起こってくるということも想定して、町のほうでは基金を設定したということでございます。

もう一つは、その考え方、建物自体は町の建物です。建物の大きな修繕が必要になったときには、町がこれは負担するという取決めになってますんで、そういったところの見直しも含めて、谷崎議員もご指摘いただけてましたけども、今の道の駅施設との指定管理者との協定の中で適切かどうかというのも見据えながら、指定管理者と協議していきながら、見直しできるところは見直ししたり、あとは相馬部長おっしゃったように、頂く納付金の中から、適切に今の実績等も踏まえて、財政さんと協議しながら積み立てできる範囲でしていきたいと、備えていきたいというのが思いでございます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

議案第24号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第24号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については、全て議了いたしました。

続いて、案件2その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私から3点ほどあります。

みさき公園駅の高架のことなのですが、何人かの方が、もう前からずっとおっしゃっていて、声が多くなってきているのですが、あの高架は今、きれいになっているのですけれど、あそこは中学校の通学路になっているんです。歩道がすごく狭い。でも、その中学校の通学路で自転車は歩道を走るように今、先生方は言っているんですよね。でも、やはり歩道であるから、よく接触する可能性もあるということなんですよ。

前々からよく危ないっていうことをおっしゃってまして、ここは府道なので、町がどこまで言っていただけののかが分からないのですが、やはり危ないことは間違いないと思っているんですよ。南海さんのこともあるので、なかなか難しいと私も思うのですが、何とかあその間口を広げてもらうのか、それとも何か工夫して危なくないような、歩行者もそうですし、自転車に乗る、その学生の安全を何とか考えていただきたいというのが望みなのではけれども、いかがでしょうか。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 松尾議員、今おっしゃられている高架の下歩道かなと思うんですが、そこですよ。

自転車は、役場の前にもう今貼ってますように、自転車は車道を走りまわっているのが道交法になってるんで、その辺は理解いただきながら、また大阪府さんのほうにもこっちから相談はかけさせてもらおうかなと思っています。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうなんです。中学生の通学路で、あそこを指定しているのですよ、歩道を走るようにと指導しているんですよ。

歩道ではなく車道を自転車が走ると学生にすごい危ないと思うんですよ、あそこはね。それなので、その間口を広げてもらうか、それとも真ん中の柱のちょっと余裕があるので、その余裕を使って歩道を広げてもらうか、もしくはまた新たな何か方策でやっていただかないと、いずれちょっと危険な目、今でも聞いているのはその自転車と、あそこは歩道が細いので、自転車が待ったりとか、歩行者が待ったりしているんですよ、入り口付近で。その解消になるようにちょっと抜本的に動いていただきたい。私もできれば、そういう要望とかに行くのであれば、もちろん行かせていただきたいのですけれども、町としてもできたら動いていただきたいという住民さんの願いなんです。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 今話を、内部でしてたんですけど、あそこ歩車分離ではないかも分らんというのを聞いたので、その辺は大阪府に確認も必要と思います。それもやりながら、また今、委員おっしゃっていただいたように、協力していただけたところは協力していただいて、一緒になって話ができるかどうか検討していきたいと思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうですね。また、大阪府のほうに我々もまた別の組織で行くことも結構あるので、同じく力を合わせてやっていけたらと思います。

もう一点は、みさき公園のドッグランのことなのですが、前も何度か私がお尋ねしているのですが、その後どうなったのか教えていただきたいと思います。

道工委員長 新保副理事。

新保都市整備部副理事 ドッグランにつきましては、事業者のほうで今、維持管理やっていただいていますけれども、継続して開けておる状況になっておりますので、自由に使っていただけるという形になっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ではなくて、今後の話なんですよ。あそこを残すのか、それともまた新たな

ところに造っていただけるのかという話もさせてもらったと思うのですが、その辺りの話なのですが。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 その件については、以前から要望をいただいているところで、今頂いている計画書の内容の中で考えていただけているものだと思っております。

場所はそこにはならないとは思いますが、別の場所になるかもしれませんけども、また新しく設置していただけるものだというふうに思ってますし、事業者のほうに要望しておりますので、設置していただけたと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 最後、町道、私が思っているのは畑山線のところなのですが、これも中学生との自転車通学のときによく言われているのが、白線がやはり消えかけている、中原議員もおっしゃっているのですけれども、あらゆるところで白線がもう消えているんですよ。

私が言いたいのは、みさき公園の交差点から下の畑山線に降りてきて、始めのカーブのところは全然その白線が見えない。南海の高架のあの下の辺りは結構白線がないんです。そういうところも分岐になっているところもあるので、きちんと明示してもらったほうがいいのではないかなと思うんですよ。

これも通学に関することなので、やはり安全に通学してもらうためにも必要だと思うので、ぜひそこはやっていただきたいと思います。

道工委員長 小坂副理事。

小坂都市整備部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

白線なんですけども、土木下水道課では137ページにあります道路の工事請負費の中で区画線設置工事の予算50万があります。これにつきましては、毎年区長さんの要望なりで出ているところの中から必要性の高いところから工事をしているというふうにしております。

また、予算は50万なんですけども、場合によっては交通安全対策交付金から財源として頂いているんですけども、道路反射鏡の設置工事であるとか防護柵設置工事の中で泳げる予算でもありますので、消えてるところが多ければ、また区画線のほうをちょっと多めにやったりとか、そういうことも考えていきたいと思って

おります。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 同じくみさき公園の件ですけれど、去年の事業者が来て説明会のときですね。

今年の4月からみさき公園から駅から真っすぐ降りた中央部分のパブリックエリアですね。これを4月から一般開放するという話でしたが、その後、変更はないでしょうか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 変更はございません。4月から予定どおり開園していただけるというふうに事業者のほうから聞いておりまして、事業者はもう既に準備に入ってる場所となっております。

なお、4月6日には、イベント等も考えておられるということで、今、急ピッチで作業されております。町としてはチラシの配付などの協力、各戸配布などの要望を受けており、そこについては協力をしていきますが、ギリギリ4月1日の各戸配布でということのようですので、それでは周知効果が薄れるかもしれませんので、できたら、公式SNS、公式LINEを使って、まずは広報していきたいなとも思っています。内容につきましては、桜を有料で何十本か植樹したいということと、保育所の子供たちぐらいを対象に、その親御さんに参加してもらって、道のセンターにある花壇や、噴水の辺りに花植えなんかもしたいというふうに、情報が入ってきておりまして、そういう話を聞いているところになってます。

もう一つは、4月から管理事務所を使って、管理事務所というのはセンターの切符売り場っていうか入場門みたいなところがあったと思うんですが、その建物を利用して常駐をできる人と、4月1日からすぐにとはいかないかもしれませんがけれども、住民さんが散歩するときに立ち寄って、ちょっとこんなふうなイメージでみさき公園ができていきますよっていうようなことが周知できるように取り組んでいきたいというふうに今聞いているところでございます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 それではないようでございますので、本日の審査経過並びに結果については、

次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午後 1 5 時 5 4 分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを
記するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

岬町議会

委 員 長